

平成28年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録 （1日目）

1. 招 集 年 月 日 平成28年6月14日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成28年6月14日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

| 議席番号 | 氏 名       | 議席番号 | 氏 名       | 議席番号 | 氏 名       |
|------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| 1    | 福 田 喜 義 君 | 2    | 阿 部 豊 君   | 3    | 寺 崎 俊 男 君 |
| 4    | 永 安 文 男 君 | 5    | 橋 本 義 雄 君 | 6    | 平 田 康 範 君 |
| 7    | 須 藤 敏 規 君 | 8    | 淡 田 邦 夫 君 | 9    | 仲 村 吉 博 君 |
| 10   | 西 日 出 海 君 |      |           |      |           |

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

| 職 名                       | 氏 名       | 職 名     | 氏 名       | 職 名       | 氏 名       |
|---------------------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長                       | 古 庄 剛 君   | 副 町 長   | 大 瀬 忠 昭 君 | 教 育 長     | 黒 川 雅 孝 君 |
| 総 務 理 事<br>兼企画財政課長        | 浦 田 純 一 君 | 総 務 課 長 | 川 内 野 勉 君 | 住民福祉課長    | 内 田 明 文 君 |
| 保険環境課長                    | 川 崎 順 二 君 | 建 設 課 長 | 松 本 孝 雄 君 | 水 道 課 長   | 山 本 勝 憲 君 |
| 産 業 経 済 課 長<br>兼農業委員会事務局長 | 今 道 晋 次 君 | 教 育 次 長 | 水 本 淳 一 君 | 会 計 管 理 者 | 谷 添 正 人 君 |
| 税 務 課 長 補 佐               | 下 條 秀 康 君 |         |           |           |           |

7. 職務のための出席者職氏名

| 職 名    | 氏 名       | 職 名     | 氏 名       |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 村 義 治 君 | 議会事務局書記 | 松 本 典 子 君 |

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

(1) 平成28年度 長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会 合同総会

- (2) 平成28年度 長崎県西九州自動車道建設促進期成会 総会
- (3) 平成28年度 町村議会議長・副議長研修会

## 2 議員派遣結果

- (1) 全国市町村国際文化研修所主催  
平成28年度 第1回市町村議会議員特別セミナー

## 日程第4 町長報告

- (1) 報告第2号  
専決処分した事件（清掃作業中における物損事故による損害賠償）
- (2) 報告第3号  
平成27年度 繰越明許費繰越計算書（一般会計・公共下水道事業特別会計）
- (3) 報告第4号  
平成27年度 水道事業会計予算繰越計算書
- (4) 報告第5号  
専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）
- (5) 「平成28年熊本地震」に対する本町の対応について

## 日程第5 委員会報告

### 1 議会運営委員会

- (1) 所管事務調査  
①議会の運営に関する事項について

### 2 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
  - ①公共施設整備計画の今後の対応について
  - ②条例等について
  - ③保育所民営化について
  - ④後期計画と財政計画について

### 3 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
  - ①まちづくりについて
  - ②上下水道事業について
  - ③条例等について
  - ④事業の進捗状況調査について

## 日程第6 一般質問

- (1) 6 番 平田 康範 議員
- (2) 5 番 橋本 義雄 議員
- (3) 8 番 淡田 邦夫 議員
- (4) 9 番 仲村 吉博 議員

## 9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議 長（西 日出海 君）

おはようございます。ただいまから平成28年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。  
開会に当たり、町長より御挨拶をお受けいたします。

町 長（古庄 剛 君）

皆さん、おはようございます。本日14日に佐々町定例会第2回ということで招集いたしましたところ、皆様方には大変農繁期でお忙しい中に全議員さん御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

たくさんの議案もありますけど、議案については13件の議案があるわけでございます。この議案につきまして、皆様方の御理解を得て議決をいただきますように心からお願いを申し上げますとともに、これからやはり梅雨となりますので、皆様方にはお体に十分気をつけられまして、14日からの議会ということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

本日の出席議員は全員です。  
これから本日の会議を開きます。

— 日程第 1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、須藤敏規君、8番、淡田邦夫君を指名します。

— 日程第 2 会期の決定 —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、会期の決定を行います。  
本定例会の会期については、先にお配りしました議事日程表のとおり、6月14日から6月16日までの3日間にしたいと思います。  
日程の内容について説明を行います。  
本会議1日目の日程は、日程第3、諸般の報告です。  
議長出席会議報告3件の報告を私から行います。  
2番目に、議員派遣結果1件の報告を私から行います。  
次に、日程第4、町長報告ですが、5件の報告を町長からお願いします。  
日程第5、委員会報告です。  
1番目に議会運営委員会報告、2番目に総務厚生委員会報告、3番目に産業建設文教委員会の報告を、それぞれ委員長からお願いします。  
次に、日程第6、一般質問です。  
別紙質問通告一覧表のとおり、4名の方からの質問です。  
1日目は、4名の一般質問が終了後、散会となります。

6 月 15 日、本会議 2 日目は、議案審議に入ります。

議案第 29 号から議案第 37 号までの 9 議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

6 月 16 日、本会議 3 日目は、2 日目に引き続き、議案審議です。議案第 38 号から議案第 41 号までの 4 議案です。

次に、選挙です。選挙第 1 号 佐々町選挙管理委員会委員 4 名の選挙についてです。選挙第 2 号 佐々町選挙管理委員会委員補充員 4 名の選挙についてです。

次に、発議です。発議第 1 号 議員の派遣についてです。

次に、閉会中の所管事務調査、閉会となっております。

以上のような手順で進めたいと思います。

お諮りします。本定例会の会期は、6 月 14 日から 6 月 16 日までの 3 日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、6 月 14 日から 6 月 16 日までの 3 日間に決定しました。

### — 日程第 3 諸般の報告 —

#### 議 長（西 日出海 君）

日程第 3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の 3 件を私のほうから行います。

1 番目は、平成 28 年度長崎新幹線・鉄道利用促進協議会、長崎県空港活性化推進協議会、長崎上海航路利用促進協議会合同総会が、平成 28 年 5 月 23 日に長崎市ベストウエスタンプレミアホテル長崎、ザプレミアホールで開催されました。資料の 3 ページから 13 ページです。

平成 28 年度長崎新幹線・鉄道利用促進協議会の議事は、平成 27 年度事業報告及び収支決算の審議が行われ、いずれも承認されました。平成 28 年度事業計画案及び収支予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。7 ページ記載の決議が採択されております。

次に、平成 28 年度長崎県空港活性化推進協議会の議事は、8 ページからです。平成 27 年度事業報告及び収支決算の審議が行われ、いずれも承認されました。10 ページ、平成 28 年度事業計画案及び収支予算案は、いずれも原案どおり可決されました。11 ページ、規約改正案の審議が行われ、原案のとおり可決されました。

次に、平成 28 年度長崎上海航路利用促進協議会の議事は、12 ページからです。平成 27 年度収支決算の審議が行われ、承認されました。平成 28 年度収支予算案について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

2 番目は、平成 28 年度西九州自動車道建設促進期成会総会が、平成 28 年 5 月 28 日に平戸市国際観光ホテル旗松亭で開催されました。資料の 16 ページから 20 ページです。

議事は、平成 27 年度事業報告、平成 27 年度収支決算について審議が行われ、いずれも承認されました。平成 28 年度事業計画案及び平成 28 年度歳入歳出予算案について審議が行われ、いずれも原案のとおり可決されました。20 ページ記載の決議が採択されております。また、事業概要、進捗状況の説明がありました。

3 番目は、平成 28 年度町村議会議長・副議長研修会が平成 28 年 5 月 30 日から 2 日間、東京都中野サンプラザホールで開催され、副議長とともに出席、受講しております。資料の 21 ページです。

1 日目は、基調講演として、山梨学院大学大学院研究科長・法学部江藤教授の「地方議会の役割と改革の行方 ―「住民自治の根幹をなす議会」の作動―」と題して講演があり、聴講をしました。

全国町村議会特別表彰を受けられました神奈川県大磯町議会の吉川議長から、「わが町の議会活性化への取り組み」と題して講演がありました。

また、同じく全国町村議会特別表彰を受けられました長野県飯綱町議会の寺島議長から、「議会力を向上させ町長と切磋琢磨する議会へ～「学ぶ議会」と「自由討議」が推進力～」と題して講演がありました。

2 日目は、フリーキャスターで事業創造大学院大学客員の伊藤教授の「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」と題して講演がありました。

続いて、読売新聞特別編集員橋本氏の「今後の政局・政治の動きを読む！」と題して講演がありました。

次に、議員派遣結果を報告します。

平成28年4月14日から2日間、全国市町村国際文化研究所主催、平成28年度第1回市町村議会議員特別セミナーへ出席、受講しております。記載のとおり、2名が出席しております。

今、報告しました議長出席会議報告3件、議員派遣結果の関係資料は議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### — 日程第 4 町長報告 —

議 長（西 日出海 君）

続きまして、日程第4、町長報告を行います。町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、5件の町長報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1件目の報告第2号でございます。専決処分した事件、議案は、報告第2号の議案を読み上げたいと思っております。

報告第2号専決処分した事件、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記。和解及び損害賠償の額を定める件、平成28年6月14日提出、佐々町長。

中身につきましては、産業経済課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第3号でございます。

報告第3号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。平成28年6月14日提出、佐々町長。

記。平成27年度佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成27年度佐々町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告第4号、地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越計算書について、別紙のとおり報告する。平成28年6月14日提出、佐々町長。

記。平成27年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書、中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第5号専決処分した事件、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分

したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記。工事請負変更契約締結の件、平成28年6月14日提出、佐々町長。

これにつきましては、この前の全員協議会でもお話しいたしましたように、昨年の12月の定例会で議決をいただいているわけでございまして、総合防災システム整備工事につきまして、6月9日付で変更契約を締結いたしましたことを御報告申し上げたいと思っております。

この総合防災システム工事につきましては、昨年12月16日に本契約を締結いたしまして、本年の6月末の完成を目指しまして、鋭意整備に取り組んでいるところでございますが、工事を実施する過程で、やむを得ず事業内容の変更、追加を行う必要が生じ、それに伴いまして契約額の変更を行ったものでございます。

なお、契約変更金額は405万7,560円となりまして、地方自治法の第180条第1項の規定により、平成26年3月14日、議会の議決により指定されました町長の専決処分の指定に関する条例第2条第5号に規定する500万円以内の契約額の変更に該当するため、専決処分の報告を行うものであります。

ただし、工期の変更はなく、7月からデジタル化された防災行政無線によりまして、緊急放送や各種のお知らせなどをお伝えできる予定になっております。

運用開始は、住民の皆様の御意見を賜りながら、スピーカーの音量や方向を調整しながら、聞き取りやすい防災無線となるように努力してまいりたいと思っております。

なお、変更の内容につきましては、6月7日の全員協議会におきまして御説明したところでございますけど、改めて後ほど担当課長のほうから説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、5番目の「平成28年熊本地震」に対する本町の対応についてということでございます。

これにつきましては、4月14日に震度7ということで、熊本地震が発生いたしました。多くの方が亡くなられたということで、御冥福をお祈りしたいと思いますし、多くの被災された方々に対しましても、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

この発生いたしました熊本県を中心にする地震活動につきましては、現在も終息することなく、続いているわけでございます。4月末の段階で、震度7が2回、震度6が5回、震度5が11回、震度4が80回、震度3が220回に達しておりまして、甚大な被害が発生しておるわけでございます。

被災地では復旧・復興事業が進まない中も、この梅雨に入りまして、新たな家屋の倒壊や土砂災害などの危険性も高まっているわけでございます。仮設住宅の建設も始まりましたが、充足するまでには、まだ時間がかかるようでございます。

本町におきましては、4月14日、震度3が2回、震度2が3回、4月16日には震度3が3回、震度2が4回観測されているわけでございます。本町におきましては、幸いなことに現在まで被害報告は受けておりません。

本町が被災地に対する対応でございますが、義援金の募集を4月19日から役場1階で実施していきまして、ホームページ、NBCのデータ放送に掲載をしております。それからもう一つは、町内会長会を通じまして義援金の呼びかけを行っております。町の義援金としまして50万円を県の町村会を通じて、被災地へ5月13日に送付をしております。

それから、職員の派遣でございますけど、4月21日から4月27日まで1名を菊池市に、5月25日から5月31日、1名を宇土市に、今後の予定でございますけど、6月24日から6月30日に2名、保健師を御船町にそれぞれ派遣する予定になっておりまして、今後復旧に向けて、やはり中長期的な職員の派遣が要望されることになるのではないかと考えております。

各課の対応でございますけど、住民福祉課では、南阿蘇村から高齢者の方が1名、町内の介護施設に入所されております。

保険環境課関係では、災害廃棄物、生活系の可燃ごみの受け入れ処分を行っておりまして、5月13日から5月31日まで58.6トンのごみ処理をしております。現在もごみの受け入れを行っております。

熊本県から本町に転入された方の国保医療費の一部負担の免除を平成28年7月診療分までは行っております。

なお、後期高齢者についても同様の取り扱いがされておりますが、現在のところいらっしゃいません。

建設課関係でございますけど、被災者用の住宅としまして公営住宅を2戸、特定公共賃貸住宅7戸、計9戸を今用意しております。入居期間は1年で、更新可能でございます、家賃、駐車場代、退去費用については無償と今しております。

それから、教育委員会でございますけど、被災地からの児童受け入れは2名です。口石小学校、佐々小学校に各1名を今受け入れておりまして、教科書の無償給与を行ったところでございます。

最後になりますけど、支援物資の受け付け、搬送につきましては、今回本町は取り組んでおりません。熊本地震における県内の物資の配送状況でございますけど、長崎市などの大きな自治体の対応につきましては控えさせていただきますが、本町及び県内町村の対応についてお話をさせていただきたいと思っております。

4月18日に県は市町からの支援物資の受け入れを考えていないという回答があつておりまして、4月の20日に県から市町村の分の受け入れ可能、町村会を通して連絡がありました。4月22日に県から市町の物資の受け入れ中止との連絡がありまして、4月25日、8町の総務課長会議で物資を受け付けた4町は、自衛隊や県に搬送をお願いする予定だったが、断られたので、自力で搬送することになり、受け入れ先の自治体を探しているということで、その時点ではそういうことでございました。

しかしながら、新上五島町は南阿蘇村と姉妹都市を早くから結んでおられまして、単独の職員10名を派遣しておられまして、現地で物資は足りておりまして、人的支援を望まれるということで情報が入ってきております。

6月初めには、全自治体が物資の受け付けを一時中止しておりまして、今現在、集めた物資を配送できないということで、困っている市町村もあるということをお聞きしております。

支援物資の受け付け、搬送につきましては、個々の自治体で行うのではなく、被災自治体の要望に的確に応えられるように県町村単位で十分に検討する必要があると考えておりまして、やはり我々につきましても支援物資については早く検討をして、町村会とか、県とかと一応協議をしながら、早くやらなければならなかったのではないかと考えておるわけでございます。そういうことで、やはり被災地の住民の皆様方を思いながら、やはり確実にスピーディーな方法を考えるべきではなかったかと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 議 長（西 日出海 君）

それでは、報告第2号につきましては、担当の産業経済課長。

#### 産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

産業経済課長。報告第2号の御説明をさせていただきます。

めぐりまして、専決処分書、こちらのほうに地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年3月14日議会の議決により指定された町長の専決処分の指定に関する条例に基づき、次のとおり専決処分をする。平成28年3月3日ということで、以下のとおりになっております。

簡単に御説明をさせていただきますと、事故発生日が平成27年9月の17日でございます。場

所は、鴨川免ということになります。

事故の原因、状況ですけれども、産業経済課における作業班が草刈り機による除草作業中に、車両が通過する際に刈り払い機の刃により小石をはじき飛ばし、その小石が車両の前面、側面に損傷を与えたというものでございます。示談成立日が平成28年3月3日ということで、専決処分の日ということでございます。こちらにありますように、損害賠償額が21万3,192円ということでございます。

以上で報告を終わります。

**議 長（西 日出海 君）**

報告第3号については、企画財政課長。はい、どうぞ。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

企画財政課長。報告第3号 繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。平成27年度佐々町繰越明許費繰越計算書、会計名、一般会計から御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、地方創生加速化交付金事業、金額は4,500万円、翌年度繰越額、同額でございます。その財源内訳といたしましては、国庫支出金が同額4,500万円でございます。

2款総務費1項総務管理費、事業名、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、金額が1,700万円、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳といたしまして、国庫支出金が610万円、地方債が610万円、一般財源が480万円でございます。

8款土木費5項都市計画費、事業名、都市再生整備計画事業、地域交流センター建設事業でございます。金額が2億2,600万円、翌年度繰越額1億3,560万円、財源内訳といたしまして、既収入特定財源3万円、地方債1億2,200万円、一般財源1,357万円。

9款消防費1項消防費、総合防災システム整備事業でございます。金額が2億9,200万円、翌年度繰越額1億9,500万円、財源内訳といたしまして、地方債1億8,500万円、一般財源が1,000万円でございます。

合計の金額が5億8,000万円で、翌年度繰越額3億9,260万円でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、2款建設費1項建設費、事業名、公共下水道事業、市瀬大日地区污水管移設工事でございます。金額が400万円、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳といたしまして、その他200万円、一般財源200万円、合計も同額となっております。

まず、一般会計のほうでございますけれども、上の2つ、地方創生加速化交付金事業と地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、この分につきましては、平成27年の国の補正事業によるものでございまして、平成27年12月18日の閣議決定により成立されたものでございます。この2件につきましては、27年度中には契約を行っておらず、未契約繰越ということで整理をさせていただいております。

次に、都市再生整備計画事業、地域交流センター建設事業でございます、既収入特定財源3万円でございますけれども、ここの分につきましては、財源といたしまして地方債、これは公共事業等債を予定しておりますけれども、それを27年度分で借入れを行いましたときの端数調整ということで、28年度分を計算上3万円ほど先に前借りをするというふうなことで、端数の調整で3万円、既収入特定財源ということで上げさせていただいているものでございます。

なお、都市再生整備計画事業と総合防災システム整備事業につきましては金額と翌年度繰越額との差は、入札執行、契約実績等による減額というふうになっております。

下の公共下水道事業特別会計につきましても、これも契約済みの繰越ということで御報告を

させていただいております。

平成28年6月14日提出、平成28年5月31日調製の佐々町長でございます。

以上でございます。

**議 長（西 日出海 君）**

次に、報告第4号、水道課長。

**水道課長（山本 勝憲 君）**

報告第4号をお願いいたします。1ページめくっていただきまして、平成27年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額ということで、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、配水管改良工事（市瀬大日地区配水管改良工事）、予算計上額が171万2,000円、支払義務発生額がゼロで、翌年度への繰越額が同額でございます。

左の財源内訳としまして、補償費20万円、損益勘定留保資金等ということで151万2,000円、不用額ゼロ、翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸し資産の購入額はゼロでございます。

説明といたしまして、並行する県の工事の遅れにより、年度内の竣工ができなくなったためということになっております。補償金につきましては、県の工事による移設の補償費ということで、水道管の移設費が20万円ほど歳入予定としております。

それと、こちらにつきまして、報告3号のほうで、下水道の特別会計のほうもちょっと同じような地区でしておりますけど、下水道のほうは下水道の污水管のほうの移設工事ということで、こちらもその他財源で200万ほど入っておりますけど、こちらも県のほうの移設補償費ということになっております。

両工事とも6月30日を工期末ということで、もうほぼ現在の状況では、工事は今週末ぐらいには、ほぼ現場のほうはでき上がるということを聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

次に、報告第5号、企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

では、報告第5号につきまして、補足説明いたします。1枚めくっていただきまして、専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年3月14日、議会の議決により指定された町長の専決処分の指定に関する条例に基づき、次のとおり専決処分する。平成28年6月9日、佐々町長。

記。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第22号）第2条に基づく契約において、1件につき500万円以内の契約金額の変更を行うことについてということでございます。

1枚おめくりください。昨年12月の定例会で議決をいただきました議案内容を変更前という形で整理しております。

先ほど町長のほうから御報告をいただきましたとおり、本工事を実施する過程で、やむを得ず事業内容の変更追加を行う必要がございましたので、今回専決により処理をさせていただいたところでございます。

改めて御説明いたします。工事名は、平成27年度佐々町総合防災システム（同報系防災行政無線デジタル化）整備工事に変更ございません。

工事概要でございますけれども、この工事概要欄に記載のとおりでございまして、再送信子

局設備、これを変更前の 1 式から、変更後の 2 式へ増やしております。

それから、屋外拡声子局設備、これを 66 式から 65 式ということで、1 式減らしております。これは、電波の受信レベルが低かった地区がございましたので、子局の 1 つを再送信子局ということで変更いたしまして、安定した電波を送信できるようにするものでございます。

また、その他主な変更点として、4 点ほど御説明をいたしたいと思います。

まず、1 点目としては、地形の形状によりまして、音声が届かない箇所があるということが判明いたしましたので、有線をつなげてスピーカーを 1 カ所増設することとしております。

次に、2 点目といたしまして、役場庁舎内の放送につきましては、防災行政無線専用のアンプが必要となったということでございまして、これで放送用のアンプを 1 台追加いたします。

3 点目に、大岳中継局の設備に際しまして、設置場所の高低差解消のため、コンクリート擁壁を設置いたします。

最後に、既存子局の撤去におきまして、子局の基礎コンクリートが想定と異なっており、地表部分に加え、地中部分にもコンクリートが根巻きされていたことから、撤去の工法を変更するものでございます。

契約方法につきましては、現契約書との随意契約ということでございます。

契約金額は、変更前が 2 億 9,160 万円、変更後が 2 億 9,565 万 7,560 円ということで、405 万 7,560 円の増額でございます。

契約相手人、工期につきましては、変更はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 議 長（西 日出海 君）

町長からの 5 件の報告がありました。

町長報告につきましては、5 項目ありますので、各項目ごとに質疑を行いたいと思います。これから、報告第 2 号に対する質疑を行います。質疑のある方。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、終わります。質疑終わります。

次に、報告第 3 号に対する質疑を行います。9 番。

#### 9 番（仲村 吉博 君）

報告 3 号についてお尋ねいたします。

これについては、一般会計のほうなんですけど、地方創生加速化交付金事業うんぬんのところなんで、これは繰越明許で予算が上がったときに、本会議で議論をしているときに答弁があったんですが、まだ確定していない、財源確定していないという話があったんですが、そのことについて財源確定の時期はいつだった、3 月の下旬になるやに聞いておりましたけれど、というふうな記憶しておりましたけども、そのことについて、いつ確定したのか。

繰越明許する以上、財源確定していないといけないというような原則があるかと思いますが、そのことについて、いつ確定したのかっていうこと、本省からの通知ですか、そのことをお尋ねしておきたいと思います。

未契約の繰越っていうのは具体的にどういうことなんでしょうかね。お金は佐々町のほうに入ってきてるけれども、まだ契約の相手人とかそういったことが決まってないので、未契約のまま繰越ということになってるんでしょうか。そのことについても、あわせてお尋ねいたします。

それから、繰越への、この事業の現状について、お尋ねをしておきたいと。

3 点です。

議 長（西 日出海 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。失礼いたします。加速化交付金についてのお尋ねでございます。

この交付決定につきましては、2 月の中旬に内示をいただきまして、4,500 万という数字は出てたところなんですけれども、その後、交付決定の分が 3 月中・下旬に出るということでお伝えをしていたというふうに思っております。

すみません、正式な交付決定日いつ、私、今資料ちょっと持っていないので、ちょっとしばらくお時間をいただきたいと思いますと思っております。

すみません。次に、未契約の繰越についてのお尋ねですけれども、3 月の下旬以降に交付決定がきまして、その分につきましては、要望の事業内容については、国のほうに出したところなんですけれども、まだ具体的に契約とか進んでなかったということで、全額の未契約という形になっております。

具体的に申し上げますと、ここの分につきましては、一番大きいのは、移住・定住の事業補助金ということで、民間の事業者の方にイベントとか、あるいは佐々町の情報を発信していただく事業だとかっていうのを民間事業者のほうにやっていただくという部分がございましたけれども、ここもまた相手方が、まだちょっと特定というか、それができてなかった状態でございますので、繰越をさせていただきまして、まだこの分につきましても、今現在では、まだ契約交付決定はやってないという状況でございます。

そのほか、アグリビジネスアドバイザーということで、農業に特化した専任の講師の方を本町のほうにお迎えをして、農業に対するアドバイスをいただくということで予算を計上しておりましたけれども、ここの分につきましては、宮崎大学のほうから講師の方を 1 名お呼びすることができまして、既に相手方は決まっております、これから複数回アドバイスをいただくというふうな形にしております。

まだ、今の現在では、1 回本町のほうに来て、佐々町の現状を把握していただいたという状況でございます。

それから、元気カフェの開設支援ということで、これも補助金という形で事業を組んでおりましたけれども、これは去る 6 月 1 日のほうに、福祉センターのほうで元気カフェのほうは開設をさせていただいたところで、それに対する補助金の交付決定も行ったというところでございます。

あとはもう、佐々の町、「生涯活躍のまち」の支援業務委託料ということで、ここもコンサルタントへ委託をいたしまして、今後のまちづくりに関する会議の進行、運営、アドバイス等もお願いをするという予定でございます。まだ、申しわけございませんけれども、この分につきましても、まだ今の現在では、まだ契約までにはいっていないという状況でございます。

先ほど御質問がありました加速化交付金の決定日でございますけれども、28 年の 3 月 29 日付での交付決定通知書をいただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いずれもほとんどが、なかなか進んでない、今のところは進んでないというところのようなんですが、今まで私の、この場で経験、皆さんから御説明いただいた、この繰越事業の、大体ほとんどが、この 6 月の議会の段階では九十何%とか、あるいは 100% ほぼ 6 月末にはできますよってというような話の中で繰越が、事業がなされてたし、繰越をしていたという実績があるかと思いますが、今度の場合には、全くこの交付金事業について、1 つは相手方まだ決まっていな。相手方は決まっているが、まだ始まってないとか、あるいはやっと始まったのは福祉センターの元気カフェ、これ新聞記事にも載ってましたけども、こういったところで、いわゆる財源を確保するだけの繰越っていうのは、本来、繰越明許のことから言えば、問題のある措置ではなかったかと思いますが、これは国が言うからいいんだっていうこととは、いささか違うんじゃないか。

そうすると、繰越をした以上は、このことについて可能な限り急がないといけない、手立てをしないといけないだろうと思うんですが、いまだに相手方も決まっていなし、契約もできてないっていうような事業、それは今後の予定としては、どのように考えておられるのかを一つお聞きしたいと思います。

それから、アグリビジネスについても、相手方決まってる。当然これ契約なさっておられると思いますが、契約の締結の状況についてお尋ねいたします。

元気カフェについても、契約の相手人と契約の期日は、締結の期日があるかと思うので、お願いいたします。

それから、まちづくりの、これコンサルがまだ決まっていなっていうのは、目玉じゃなかったんですかね、まちづくりというのは。そういったことからいって、これは決まっていなっていうのは、いささか事業の取り組みとしては、非常に遅れてると言わざるを得ないんですが、そのあたりについてお尋ねしておきたい。2 問目です。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

繰越の事業につきましては、御指摘のとおり、早急に契約を結ぶ必要があるというふうには認識しております。まだ、今現在で取り組みが遅れているところにつきましては、早急に検討しながら、相手方の契約に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、アグリビジネスアドバイザーの契約につきましては、すみません、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。すみません。

元気カフェにつきましては、補助金の部分につきましては、住民福祉課さんのほうで行っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課のほうでわかりますか、元気カフェの契約等については。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

住民福祉課長。元気カフェにつきましては、5 月 1 日からオープンをしておりますけれども、補助金の申請のほうを開設準備としまして、5 月の、日にちはちょっとはつきり覚えてませんが、5 月の下旬ごろに申請をしまして、その後、決定をして、補助金として交付をしております。

議 長（西 日出海 君）

中身についてはわからんね。わかる。住民福祉課長。

**住民福祉課長（内田 明文 君）**

相手方ですけども、この事業について御賛同をいただける方を募集いたしまして、元気カフェ「ぶらっと」っていうことで、代表者の方は個人の方が代表されて、任意の団体を立ち上げて、元気カフェ「ぶらっと」のほうに補助金のほうを交付しております。

**議 長（西 日出海 君）**

企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

アグリビジネスアドバイザーといたしましては、4月の6日に来ていただきまして、そのときに委嘱状を交付しておるというところでございます。

**議 長（西 日出海 君）**

9 番議員、いいですか。9 番。

**9 番（仲村 吉博 君）**

私がお尋ねしてるのは、国の交付金事業っていうことで全額国のお金なんで、いわゆる公金。そうすると、この公金の資質うんぬんについては、きっちりした契約がなされないといけないというふうに認識しておるわけなんです、そのことについて、私が、だから2問目にお尋ねしたのは、契約の内容について、相手方、そして締結の期日、そういったものについてお答えいただきたいということでお尋ねしたわけなんです、それについて明確にありませんでしたので、今一度お尋ねするんですが、アグリビジネスについても4月の6日に委嘱状を交付した。これは、契約締結したからこそ委嘱状の交付だろうと思いますが、委嘱状の交付が契約と同義語、同じことなんですかね。その中に、委嘱状の中には、どういう事業をいついつからいつまでに委嘱しますよという内容になってるんじゃないかというふうに、私は認識するんですが、そのことについてどういう委嘱内容で、委嘱の、いわゆる私が考えてる契約の締結日がきっちりであろうと思います、そのことについて、再度お尋ねします。

それから、元気カフェについても、当然、もうお金も出して、そして仕事も、あれも始まっているわけですから、当然契約日、契約相手に契約期日、もろもろの契約締結するのに必要な事項は、当然決めておられると思います。ですからそれは、当然、直ちにこの場に提出できるものだと思います質問してるわけなんです、そのことについて十分なお答えがありませんでしたので、再度お尋ねします。

それから、まちづくりについてのコンサル、これについていまだ決まってないってことだったんですが、そもそもまちづくりについて、構想、決まってるんでしょ。全体構想をまるまるコンサルに委嘱するという内容になってるんでしょうか。再度、お尋ねいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

このままちょっと休憩します。

（10時48分 休憩）

（10時54分 再開）

**議 長（西 日出海 君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。  
執行の答弁を求めます。企画財政課長。

**総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）**

企画財政課長。大変失礼いたしました。

まず、御質問の一つにアグリビジネスアドバイザーの期間についてのお尋ねもあったと思います。

先ほど、4 月の 6 日に見えられたときに、委嘱状を交付したということで、お伝えしました。期間につきましては、委嘱状の期間としましては、平成28年の4月1日から平成30年の3月31日までの2年、2年間という形でお願いをしております。

なお、アドバイザーの先生といたしましては、宮崎大学の地域資源創成学部の西和盛准教授と言われる方でございます。

申しわけございませんでした。御説明足らなくて申しわけございませんでした。

2 点目の生涯活躍のまちに関する御質問ですけれども、私のほうの説明が言葉足らずで申しわけございませんでした。

今回はまちづくりの構想をつくるというものではございません。いわゆるこの人口減少対策をどうやって進めていくのかっていうふうな中で、子育て支援とプラスして生涯活躍のまちづくりということで、若い段階から本町に来ていただいて、町の人口を維持していこうというふうな取り組みを、今後進めていこうというのを、昨年10月の総合戦略の中で掲げております。

その関係で、生涯活躍のまちにつきましては、まず、住民の皆様あるいは産・官・学・金・労・言という各界の皆様方たちからなる推進協議会というのを、本町にも立ち上げる予定にしております。人数が多いものですから、人選とかお願いをすることで、正式に、全員まだ、委員さんが固まっていないというような状況もございまして、立ち上がりが遅れている状況でございます。

基本的には、昨年度の総合戦略をつくっていただきましたメンバーを中心に考えておりますけれども、そこに労働者の代表者の方も加えようというふうなことで、今検討をしているところでございます。

それから、それに伴い、推進協議会を運営していく上で、やはり全国の事例だとか、進め方だとかっていうのを、うまくアドバイスしていただきながら、進めていくっていう、そういうコンサルタントをお願いしたいということで、何か構想とか、計画をつくるというコンサルタントではなくて、生涯活躍のまちを皆さんと一緒に考えて進めていく上でのアドバイス、コンサルティング等を、お願いするような委託を考えているところでございます。

これは、先ほど申しました協議会が立ち上がった後に、また業者のほうを選定させていただくという形で進めております。

いずれにいたしましても、本補助金は昨年の末、年度末に交付決定いただきまして、国のほうも、繰越をやむを得ないということを前提としながらの交付決定いただきましたということでございます。

議員御指摘のとおり、極力可能な限り急いで執行する必要があるということは、十分認識をいたしております。今後急いで、とにかくそういうふうなことを、契約のどこまで早目にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議長（西 日出海 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

産業経済課長です。今、総務理事のほうから話があったんですけども、ちょっと一部私のほうが修正も含めて説明をさせていただきたいと思いますが、推進協議会を立ち上げるというのは、住民による推進協議会でございます、産・官・学・金・労・言ではございません。

産・官・学・金・労・言につきましては、総合戦略をつくり込むときに御意見をいただいたメンバーでして、総合戦略の進捗等について、検証していただくメンバーが、これは全国的にもそうなんですけども、産・官・学・金・労・言のこのメンバーによるということになっております。

この生涯活躍のまちを進めるにあたって、地方移住、若い人からリタイヤされた高齢の方まで含めた中での地方移住を進めていくときに、受け入れとなる地域住民による推進協議会を立ち上げていこうという話をしております。

その受け入れをしていく、そういった推進協議会をつくっていくときに、どのような形で、地方移住を進めていくのか、また、おいでいただいた方の受け入れをどうしていくのか、そういったことを私どもだけではなく、専門のコンサル、まだまだ全国的に始まった事業でございますので、そういったところをコンサルにサポートしていただきながら、事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今、ちょっと総務理事が説明されたのが、総合戦略の検証の部分の委員会と、少し推進協議会が混同したような格好になったかと思いましたので、このような発言をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

**議 長（西 日出海 君）**

産業経済課長。

**産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）**

申しわけございません。総合戦略実現本部という部分での課長の辞令も受けておりましたので、そのような発言をさせていただきました。

申しわけございません。

**議 長（西 日出海 君）**

住民福祉課長。

**住民福祉課長（内田 明文 君）**

住民福祉課長。先ほどの説明で不十分なところがありましたので、再度、もう一度説明させていただきます。

元気カフェに対する補助ですけども、これは、金額のほうは68万7,000円の補助を行っております。これは立ち上げに関する準備品としての補助金であります。備品とか消耗品とかそういった物に対しての補助金であります。

一応、概算ということですので、後日また実績で報告をさせていただくようにしております。

それから、元気カフェですけども、運営につきましては、自分たちで運営するようになっていきますので、町のほうから運営に対する補助はいたしておりません。

それから、元気カフェですけども、福祉センターの2階で実施しておりますので、使用の申請を出していただいて、許可した形で使用をされております。一応、使用料につきましては、立ち上がったばかりですので、3年間は使用料は取りませんが、3年後には、自分たちで運営できるように使用料を取るようになっていきたいと思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

推進協議会の分につきまして、私のほうがちょっと検証委員会と、確かに混同した形の発言をしてしまいました。申しわけございませんでした。

議 長（西 日出海 君）  
いいですね。確認ですね。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今の最後に答弁いただいたんですが、これは契約についてお尋ねしたと思うんですよ。そのことについては、答弁いただいてないので、4 問目になりますけれども、質問いたします。契約の内容についてきっちりとお答えいただきたいということです。

それから、もう一点、課長の御説明の中で、産・官・学・金・労・言と言われたのは、何の略なんですか。それをちょっと説明してください。

議 長（西 日出海 君）  
住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

契約ということですけども、この事業についての契約とかはありません。あくまでも、補助金は立ち上げ準備するための補助金ですので、それに対しての支出をしております。

議 長（西 日出海 君）  
ほかありませんか。ないようですので。  
産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

すみません。産・官・学・金・労・言ですけども、産はもちろん産業、商工会とか、商工団体とかっていう意味です。官はもちろん官ということになりますけれども、学は学識経験者、金は金融機関、労は労働団体というふうな格好になります。言はマスコミ、報道関係というふうなことになります。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
ほかないようですので、7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

先ほどから契約のことについて質問が上がっているんですが、一つ、元気カフェにしても、それぞれの事業についても、期間が設けられてあると思うんですけども、元気カフェについては事業計画書というのが、先日の担当委員会で示されました。開設日をいつにするとか、会員の身分とか、いろいろ出たもんですから、やはりお金を出す以上は、3 年間は物品とか、消耗

品は町のほうでみるというのも、単年度予算で組まないと、これは確定したことじゃないもんですから、やめるわけにはいかんもんですから、ある程度、3 年間はちゃんとした契約書をつくるべきではないかと思います。

ことは、六十何万かかった、来年は120万かかった、年々増えていった場合、逆に減ることが多いだろうとは思いますが。当初は備品とかいろいろ買ったもんですから、減っていくとは可能だろうとは思いますが、例に出して悪いんですが、皿山の直売所についても、契約がどうなっとるかわかりませんが、やはり運営していただくためには、町としての契約はあってしかるべきじゃないかと私は思うんですが、そこら辺も今後検討していただきたいということで。

議 長（西 日出海 君）

その件につきましては、後日、担当委員会含めて協議をお願いしたいと思います。  
ほかないですね。

（「なし。」の声あり）

ないようでしたら、3 号については終わります。  
次に報告 4 号についての質疑を行います。  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

これの繰越の説明のところで、並行する県の工事うんぬんということがありましたけども、県の工事遅延の遅れというのは何ですか。その点についてお尋ねしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。前回、3 月の定例議会で、下水道のほうの事業のほうも繰り越して、そちらのほうで御説明させていただいたんですが、内容といたしましては、県の工事がカルバートボックスを入れるという形の工事になります。水道のカルバートボックスを、いわゆる防災工事に伴う、水を排出するカルバートボックスを道路上に入れるという形の工事になりますが、その前に仮設の橋が必要になります。当然、掘ってしまいますので。その部分の仮設の鉄鋼材の搬入がどうしても遅れるということで、そのずれが、カルバートボックスの、仮設の設定ができなと、そちらのうちのほうの下水道の工事とか、上水の工事とかいう部分に支障を来すということで、県の工事の遅れの部分につきましては、仮設橋の部材の搬入がどうしても予定より遅延したということで、それが主な原因と聞いております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

ちょっと気になります。

部材の搬入の遅れというのは、いわゆる東北の復興の分とか、あるいはオリンピックとか、

はたまた最近の熊本地震の問題で、建設資材が非常に足りないし、高くなっているということ  
を今の説明を聞いて思ったんですが、そうすると、県の工事そのものが工事費が高騰する、そ  
のことによって、佐々町にもこのことに関して、増えてくるという可能性はないんでしょうか、  
おそれは。

部材の搬入遅れってというのは、当然県としては、工事の期間が決まっているわけですから、  
当然日程表どおりにやっているはずなんですが、それができてないというのは非常にゆゆしき  
ことだと思うんですが、そのことについて私はあなたの今の説明から、全国的には建設資材の  
高騰、そして足りないというような事態が続いていく、さらには、それが長くなるというよう  
なことがあって、佐々町にも影響が出はしないかということ。

県の工事の遅延が非常に気になるのに、そのことについて気にしないでよろしいんですか。  
お尋ねします。

議 長（西 日出海 君）  
水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すいません。部材の調達が実際のところは金額でちょっといつ発注されたか、ちょっとその  
資料がございませんが、3月末に入ってくるということで、3月末に入ったということで聞い  
ておりますので、その部分については、地震の影響等についてはなかったのかなと思ってい  
ます。

ただ、金額が高騰したという部分は聞いておりませんが、あくまでも部材の調達に、仮設橋  
のいわゆる鉄材、骨材ですね、そちらのほうの調達に時間を要して、どうしても3月にしか入  
らなかったということで、その部分で遅れていったということを聞いております。

金額がどうこうという部分につきましては、すいません、県の工事の砂防工事になりますの  
で、その詳細につきましては、私のほうも把握しておりませんので、申しわけありませんけど、  
その費用がどうなっているという部分につきましては、私のほうでは把握してないところでご  
ざいます。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）  
いいですね。ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑終わります。

次に、報告第5号につきましての質疑を行います。

ありませんか。9番。

9 番（仲村 吉博 君）  
お尋ねいたします。

500万円以内の契約案件なんでということでありました。そして、金額的には2億9,160万、  
2億9,565万7,560円ということで出ておりますけれども。これは当初の仕様書どおり、発注者  
側がこのように仕事してくださいということで、プロポーザルにかけて、手を挙げて、オー  
ケーしたとおりに仕事をさせれば、これだけの金額では済まないんでしょう。

柱の根を残しているとか、切ったとかいろいろ説明を受けましたけれども、当初予定どおり  
全部破棄して、新たに入れるというような工事仕様をしてたと思いますが、そのことについて、

金額はこの金額で本来ならば収まらなかったんじゃないんでしょうかと思いますが、そのあたりについてお尋ねいたします。

そして、プロポーザルで契約した以上は、ちゃんと発注者からの説明をきっちり受けて、その上で手を挙げる、現場も知っておられるわけですから、その上でこれでいきますよと、この設計で、その設計の業者もそれでいい、それを見て、設計して、その設計どおりに工事をやります、そしたらこの金額でいけますよということで、手を挙げられたわけですが、このままやったら、業者のリスクは全くないんじゃないかなという感じがする、当然リスクを想定して手を挙げられたんじゃないかなと思うんですが、そのあたりについてちょっと気になりますので、お尋ねいたします。

それから、町の考え方の問題として、柱の根を残しておく、今の説明では、地権者の方がオーケーですよということで、そういった形にされるんだけど、その地権者の土地、持っておられる土地の仕様の、今の状況は地中深くに入っておる根についてはそのままでもいいかもしれませんが、その土地の使用目的というか、利用目的、どういうふう土地利用しようかっていうふうになったときに、根が残っているということが、せっかく御協力いただいたのに、町民の方に将来的に迷惑をかけることになるのではないかということを考えますが、将来に禍根を残すような仕事の進め方はいかがかと思いますが、そのあたりについても合わせてお尋ねをしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。3点ほどございました。

まず、本来は、仕様書どおりやったら金額内に収まらなかったのではないかというお尋ねなんですけれども、やはり、そのこと、パンザマストの基礎部分につきましては、当初の設計では地表部分の根巻コンクリートがあって、地中部分につきましては、その柱の部分だけが埋まっているということで想定をしておりました。

その場合は、表面を削って柱を上から抜くという作業という形になりますので、事業費的にはそんなに大きくはならないということでの積算になっておりましたが、今回、地中の中にも基礎があるということがわかりましたので、その部分で、撤去の方法もかなり変えないといけない形になりまして、金額は当初の予定していた範囲には抑えられなかったという形になるかと思っております。

業者さんも、リスクを想定していたのではないかという御質問でございますけれども、我々が示した仕様書のほうには、支柱のほうの基礎というのは、表示が確かにございましたので、そこの分につきましては想定をされてなかったものというふうに認識をいたします。

3点目の柱の根を残す部分につきましては、町民の方々への迷惑等かけるのではないかという御質問につきましては、今、柱の根っこの部分を残すという部分につきましては、書類をちょっと、土地所有者の方と書面を交わして、その辺の根っこを残させていただくという形にしておりますが、後々、議員御指摘のとおり、支障になるということも、もしかしたら想定されます。

ですので、その辺の書類の書面の文書の作り方につきまして、今、町村会の顧問弁護士の方とも御相談しながら、書面の内容、表現をどうするかということについて検討しているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）  
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今の書面のあり方については、本来、もうつくっておかないといけないんだと思うんですが、やはり当事者の片一方から申し出があった場合には、変更内容等については再協議するというのが大体の内容だろうかと思いますが、そのことについては、しっかりとしとっていただかないと、住民の方にいつでも町は、不測の事態というほどでもないにしても、今想定できない事態についても、町は対応しますよということについては、しっかりとしておかないと、やはり町民の皆さんも、それこそ佐々町とともにあるわけですから、佐々町も住民とともにあるわけですから、そのあたりについては将来いろんな問題が起きないようにしておいていただくということが必要であろうと思います。

先ほど、1 つ目の説明の中で、根を残す、それは仕様書には書いてなかったんで、業者は想定してなかったということは、発注者である町のミスなんですか。あれは、設計業者。そのあたりはどうなんですか。

町は、発注がそこまで書いてなかったんで、町が全部責任負わんといかんのかどうなのかということについては、今の説明ではわかりかねるんですが。それと単純に考えれば、当然、全部柱を撤去して仕事をするということですから、切ったり何かするよりは、お金は当然かかると思いますので、当初想定した金額でも、この契約金額よりも大きくなるんじゃないかというのが、これくらいの金額なんです。もっと大きくなるんじゃないかというのが、素人考えではあるんですが、そのことについては検討はなされなかった。そのことを検討した上で、こうしたほうがこのくらいの金額で収まりますよということで、この仕事の方法になったのかを、いま一度お尋ねいたします。2 点です。

議 長（西 日出海 君）  
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。仕様書の作成につきましては、確かに、この防災行政無線の実施設計が平成 26 年度になされているわけですが、その段階では、基礎の二段構成になっているふうな、そこまでの整理はなされています。上から、一段基礎の上から引っこ抜けばとれるというふうな整理になっていたと思います。

そのこの責任の所在につきましては、実際試掘をしてなかったということも確かにありますでしょうけれども、一般的なパンザマストの状態としては、このような形になっているということで整理をなさっていたもんだと認識をしており、それを設計業者のほうと町のほうも両方、それは町のほうもしっかり確認、検査はやっているわけでしょうから、その段階では両者ともそういうふうな認識で合致してたというふうにしかちょっと、今、私のほうではお答えできないというような状況です。

それから、事業費につきましては、もっと大きくなるんではという御質問につきましては、御指摘のとおり、やはり工法を大きく、下の基礎までとるとなると、ある程度広めに土をとった上で、掘削をしないとイケませんし、場所によっては重機が入らないところもございますので、その辺をどうするかという検討も必要です。

また、場所によっては、全部とってしまったときに近隣への影響がないのかっていうところも、やっぱり検討していく必要があると思いますので、事業費は高くなると思いますけども、今の段階で明確にいくらっていうところまでは出せないような状況になっておりますので、そ

の辺も含めて今後検討していく必要があるかというふうに思っております。以上です。

契約の内容の書面につきましては、議員御指摘のとおり、今後将来、いろんな問題が起きないように、そこにつきましては、町がしっかりと対応して誠意を持ってやっていくというようなことの部分につきましては、検討したいというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

説明の中で、発注者と施工業者と、そして実際に仕事をやる業者との三者で、しっかりと打ち合わせして、こういったことで進めていくというふうになったというふうに説明なさったんですが、そうすると、これは基本的には実施する業者のリスクを含めて、全面的にこの契約の金額で対応するというのが、本来の契約のあり方ではないかと思いますが、こういった仕事をする上で、こういったそごが出てきたので、発注者の佐々町さん負担してくださいという話になるのかなというふうに思いますが、そのあたりについては、実際に施工業者の方、設計業者の方、そして発注者である佐々町と三者で協議しての結果ということであるならば、なおさらこのことについては、当初の契約金額どおりするというのが、施工業者の本来のあり方ではないかというふうに疑問を思うんですが、そのあたりについては、佐々町としてはどのようにお考えなのか、最後にお尋ねしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。やはり、当初の我々が示した仕様書とは違うということで、想定していない実態が出てきたということでございますので、その分につきましては、通常の建設事業の中でも、業者と協議をしながら、事業費の増が必要であれば、そこら辺につきましては、発注者のほうが負担する。そこは、やはり全て業者のほうにこの値段でやってっていうのは、そこは無理があるっていうことで、やはり通常の仕様書と違うようなことをお願いする分については、金額あるいは工期を含めて変更を、発注者のほうから受注者のほうに協議をさせていただくという流れになっております。

議 長（西 日出海 君）

ほかどうぞ。ありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

先ほどの回答にちょっと気になる言葉があったんですが、この地権者の方と書面を交わす、後日支障がないようにとおっしゃったんですけど、その中で、町村会の顧問弁護士と相談してっていうことがありましたけど、通常でしたら弁護士に相談しなくても、後のことの、1 メーター地下から切り倒して下を埋め込んでおくというのを、最終的に支障があった場合は、撤去します、町がしますというのは、通常だったらそのような計画をすると思うんですけども、後のことについてはどういうことで相談なさったのか、ちょっと教えていただければ。

どこが問題があって書面ができないのか、後々子供の代、孫の代になってですよ、造成して 1 メーターより下に整地して支障が出てきた場合のことを想定すれば、やはり撤去してやるべきじゃないかと、こう思うんですからですね。ちょっと参考に教えていただきたいと。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

企画財政課長。今、地権者の方と書面を交わす契約は共通の様式を、今、整理しようかなと思っているところですが、その中でも、特に基礎の部分について残すということを承諾をしていただいて、実際、議員御指摘のとおり、支障が生じたときにどうするのか、それは、町が誠意を持ってやらせていただくというのが必要かなって思いますけども、いつそういうことをやるんだというところまで書くことが、なかなか今の段階ではやっぱりできないというふうなこともございましたので、具体的な日にちはちょっと撤去日とかっていう部分については書けませんし、工法とかも書けませんし、そういったことで。といいながらも書類をきちっと交わしながら、地権者の方には、今後そういう事情があったときには協議をいたしますよみたいな、そういうのも入れていったほうがいいのかどうかっていうことも含めて、文面のほうについて協議をさせていただいたということです。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

この工期が 6 月末で引き渡しを受けるはずだと思いますので、やはりそれまでには、各地権者の方とかは契約をきちっと整えられて、整理していただきたいと思います。

やはり、後支障があった場合は、撤去するような文言をぜひ入れていただきたいと思います。以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

次に、報告 5 号に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

## — 日程第 5 委員会報告 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、委員会報告を行います。

まず議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

1 番。

（議会運営委員長 福田 喜義君 登壇）

**議会運営委員長（福田 喜義 君）**

議会運営委員会の所管事務調査を平成28年5月12日に開催しておりますので、概要を報告いたします。

議会の運営に関する事項の、議会中継について。事務局から資料により報告を受け調査を行いました。

議会中継について。議案事項、現状課題。

議会中継はあくまでも、情報提供の手段の一つであり、地方自治法123条の定める公式の会議録でないので、その旨ホームページに表示をすることが望ましい。会議録配信の場合、発信取り消しをされた部分の音声消去部分の処理は可能であるが、通常の動画編集では難しい。差別用語、不適切な表現、議会の品位を落とすような言葉や発言に注意をすることが必要。また、議会中継実施にかかるまでの準備と不適切な表現、差別用語、議会の品位を落とすような言葉を使用しないよう発言をする。

続きまして、議員主導により議会中継にすることについて十分な研究準備を行い、発言の内容等によっては、自己の政治的、道義的責任を問われることもあり、さらに法令や会議規則などに注意が必要であります。その他、議会中継とあわせて議会だより、会議録をホームページ上へ記載することも検討する。

各委員からの意見等。録画配信する場合の編集方法について、発信取り消しなど、議会中継の目的は何か。ヘイトスピーチ法の関連について確認が必要。議会だより、会議録も配信すべきじゃないか。議員が発言することを萎縮するような方向にならないようにする。

まとめとして、各3件について、次回開催予定の全員協議会において諮ることで全員一致。議会だより、佐々町ホームページに掲載。会議録、佐々町ホームページに掲載。議会中継、9月定例会実施に向けて検討中です。

その他、事務局から資料により報告を受け調査を行いました。内容等については、次のとおりです。

先進地視察研修、委員会合同実施、各委員会で研修内容を提案。

また、熊本地震に伴う義援金、議員互助会から20万円、各議員は任意。また、長崎県下市町村議会新幹線推進連絡協議会への加入。議長に一任されていた協議会加入についての報告がありました。

また、淡田産業建設文教委員長から、4月20日開催の産業建設文教委員会の中で次の5項目の進捗状況について、今後の対応等について確認を行った旨がありました。

各課の事業進捗状況、現地調査17カ所の後の対応。町道中央海岸線の渋滞緩和。学校給食について。企業誘致による特別委員会設置の検討。

詳細についてはお手元に配付しております議会運営委員会の報告書を御参照お願いいたします。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 福田 喜義君 降壇）

**議長（西 日出海 君）**

次に、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。7番。

（総務厚生委員長 須藤 敏規君 登壇）

**総務厚生委員長（須藤 敏規 君）**

総務厚生委員会の所管事務調査の調査報告をいたします。

平成28年5月18日、26日に委員会を開催し、調査研究を行いました。

まず、5月18日の主な調査について報告します。

公共施設整備計画の今後の対応について、計画の概要、基本目標等についてです。

浦田企画財政課長から、資料により説明を受けました。

まず、策定の目的として、公共施設の多くが更新等の時期を迎えている。長期的な視点に立って、現状と課題を踏まえて、建築物インフラ施設、町有地の全体の方針、改善策を求めたい。計画の期間は平成28年度から平成67年度の40年間を想定している。管理運営体制は、総括は企画財政課で行っていく。計画の実施検証は行政経営改革委員会の意見を踏まえて決定したい。各施設の所管課は個別実施計画の策定も合わせて取り組んでいただく。個別実施計画は、短期の5年間で計画期間としてつくりたい。実施計画の推進はPDCAサイクルで検証、見直しを進めていく必要がある。個別実施計画の策定、事前協議を所管課と当課で行いながら、行政経営改革委員会の意見、提言等踏まえて実行等に移していくという説明を受けました。

主な質問、回答についてです。

質問です。作成した時期からいえば、熊本地震のことを反映させることもしないといけないのではないか。非常時にどう対応するかを含めて、計画に今後反映させていかないといけないのではないか、ということに對しまして、回答は、認識はしている。個別の施設の計画を今後つくっていく必要があると思いますので、財政的なことも勘案し、年次計画等は整理していく必要があるということです。

次の質問です。住民に、具体的にどのように町がなっていくのか知るすべがない。施設の有効利用についても、いつまで検討されるのか見えてこない。

回答です。計画は、ホームページ等で出すというのは考えていますが、それぞれの個別計画の出し方、今後の計画の進め方、成果も含めて関係各課と協議していきたい。各所管課と早急に協議しながら、タイムスケジュールも一緒に作成してまいりたいという回答でした。

次に、住民との関係で、ある程度理解を求めるやり方、方法等を考えておられるのか。内部関係を調整しながら、どういうふうな進め方を考えておられるのか。

回答は、例えば、文化会館、図書館、公営住宅をどうするかという部分については、情報を開示しながら進めていく必要があると思いますが、どのタイミングでいついつまでという部分については、現時点では整理がついていない状況です。

次の質問です。議会として行財政改革調査特別委員会から答申された部分があると思うが、それとのリンクはどのように考えておられるのか。對しましては、精査してお答えさせていただきたいという回答でした。

次に、条例等について、佐々町税条例の一部改正についてです。

下條税務課長補佐から改正内容の説明を受けました。

住民税に関する部分では、マイナンバー個人番号利用に関する部分の減免の申請書に記載が必要なくなった。固定資産に関する部分については、固定資産税の非課税の適応を受けている場合、独立行政法人労働者健康福祉機構が統廃合になり、名称が変わり削除している。わがまち特例ということで適応が拡大された。省エネ工事をやった場合、工事費が50万円を超える場合、課税標準の特例をかけられる。国・県等からの補助金が50万円出された場合、超える部分しか特例の対象とはならなくなり、申請書の記載事項等に補助金等の額がわかるようなものをつけなさいということになった。

特別土地保有税関係です。マイナンバー個人番号の利用に関する部分の減免の申請書に記載が必要なくなったと。

たばこ税に関する部分です。3級品のたばこについて、段階的に特例割合が廃止になって、

税率が引き上がっていくことになっていますが、様式等の改正が必要となっているという説明を受けました。この改正は専決ということでありました。

主な質問、回答です。

質問です。個人番号、法人番号の分は決めたばかりで、法人番号は残るのか説明を求めたい。様式について示していただきたい。どのように考えておられるのか。わがまち特例についての再生可能エネルギーで、具体的にどういう姿になるのか。再生可能エネルギー発電施設は、個人、法人いずれもよいわけですか、説明を求める。

回答です。マイナンバーの部分については、数値では国税の取り扱いと同様ということの基本に置いてある。納税義務者とか、特別徴収義務者の手間を軽減できるような改正を基本的な考え方があり、見直しされた。

再生可能エネルギー発電施設は、個人、法人関係なく対象になる。政府の補助を受けて取得した設備については確認をさせていただきたいということでした。

次に、条例等についての佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

川崎保険環境課長、上野係長から改正内容の説明を受けております。

1 つ、基礎賦課額を現行の52万円から54万円に2万円引き上げる。18世帯が該当する。後期高齢者支援分を現行の17万円から19万円に2万円引き上げる。12世帯が該当です。合わせて約64万円の増額となるということでした。

2 つ目、低所得者の保険税軽減措置が拡充で、5割軽減、2割軽減の判定所得の基準額を引き上げる。2割軽減については基準額に47万円を掛ける被保険者数を、基準額48万円掛ける被保険者数に、基準額を1万円引き上げる。

対象世帯は、基礎賦課分と後期高齢者支援分が5世帯、介護納付金分が4世帯。

次に、5割軽減は、基準額に26万円を掛ける被保険者数を、基準額26万5,000円掛ける被保険者数に、基準額を5,000円引き上げる。

対象世帯は、基礎賦課分と後期高齢者支援分が7世帯、介護納付金分が3世帯。合計で約37万円の減額となるという説明を受けました。この改正についても専決処分ということでありました。

主な質問、回答です。

質問です。7割軽減が変更なしということは、法律そのものが対象として定めてなかったのか、対象者がいなかったのか、どのような根拠なのか。

回答です。課税標準の基礎控除額33万円というところが、対象者の区切りとしてこの部分までの所得について軽減を行うということです。法律上、見直しはされていないという回答でした。

次に、保育所民営化についてです。中央保育所の移管先、法人選定についてです。

内田住民福祉課長、安達課長補佐から説明を受けました。4月4日に町のホームページに募集を開始、選定委員会を設置して選定について諮問をお願いをしている。答申を23日に受ける予定であるとのこと。

募集要項、審査票、選考委員会について説明を受けました。

主な質問、回答です。

質問です。スケジュール関係で、保護者説明会で町外に行っておられる保護者への説明はどのように、いつの時点で考えておられるのか。

回答です。中央保育所に通っていないもしくは町外幼稚園に通っておられる保護者については、保護者説明会は今のところ予定はしておりません。

質問です。子供に対する影響の問題で、心理面、条件面、子供がスムーズに成長できる手助けとしていくことは、雇用する問題とあわせて特段の配慮を求めるようにしなければならない。契約の内容に入っているのか。

回答です。絶対条件で雇用しなさいというのではなく、正規職員として引き続き雇用するなどということで、雇用を考えてくださいということで条件づけをしている。在園児に対する配慮というところも踏まえて、できるだけ雇用してくださいとしているという回答でした。

その他報告事項として、佐々町地域密着型サービス施設整備候補事業者選定結果について、選定委員会の答申を受けて、ことし 3 月 23 日に有限会社佐世保酒販に決定をしたこと、保育料の利用者負担金の改正について、28 年 4 月 1 日から規則の改正を行って、多子世帯の年齢制限の一部が変更になった。ひとり親、障害児のいる世帯について、第 1 子は国の基準保険料の半額、第 2 子以降は無料ということ。それから、学童保育利用料負担金の改正について、母子父子家庭の児童、兄弟、多子児童に対する減免について、減免要件を定め、1 人当たり月額 2,500 円から 5,000 円まで減免する規則改正を本年 4 月 1 日から行ったということなど、9 件の報告を受けております。

次に、5 月 26 日の委員会の調査について報告を行います。

保育所民営化。中央保育所移管先法人選定結果について、内田住民福祉課長及び安達課長補佐から説明を受けました。

前回の 5 月 23 日に、選定委員会の答申を受けて内部決定をしたこと、申し込みが 4 法人あり、決定したのは社会福祉法人蓮華園であったこと、土地建物の契約、土地売却収入、建設費用の単独補助も考えているので、債務負担行為を議会に議案を上程したいということなど説明を受けております。それから、蓮華園のオーナー企画提案の概要ですが、開園時間が 6 時 50 分から 8 時まで、定員区分は 155 人、認定こども園に移行した後の教育認定幼稚園部分の定員は 120 人とする。一時預かりについても実施するということ。

契約関係です。土地売買仮契約書案についてですが、売買物件は市場免 113 番地 7、地目、雑種地、地籍 7, 223. 26 平方メートル、売買代金は 1 億 7, 100 万円、所有権の移転時期は 29 年 4 月 1 日に乙に移転する。蓮華園ですね、移転すると。

用途指定です。29 年 4 月 1 日から、1 年間については保育所として直接供しなければならないが、30 年 4 月 1 日以降は幼保連携型認定こども園に供しなければならない、指定期間は 29 年 4 月 1 日から 10 年間としているということ。

次に、建物譲渡仮契約書案についてです。まず、土地売買の契約書と内容については、ほぼ同じような内容を記載をしていると。無償で譲渡するというところで説明を受けております。

主な質問、回答です。

質問です。選定に当たり、中央保育所の保護者会、幼稚園の保護者会 4 人出ておられますが、十分に把握されて臨んでおられるのかどうか、公立の保育所の基準に沿った定員設定はなされているのか。

回答です。昨年度、中央保育所、幼稚園、それぞれ 2 回ずつ保護者会を開き、意見や要望を受けて募集要項反映をしている。移管先が正式に決定したら、町と法人で協議をして、保護者会を中央保育所、幼稚園に報告と、今後のスケジュール、現在提案いただいている内容、今後どのようにしていきたいという説明をして、保護者から要望を吸い上げ、可能な限り受け入れてできるように進めていきたい。公立私立を問わず、基準は全部同じですという回答でした。

次の質問です。譲渡すれば全部民間のやりたいようにやるのではないかと、町はどこまで、期間はいつまで関与できるのか、政策方針については基本的に関与できないということなのか。

回答です。法的な許認可の関係での関与は県であります。町に指導する権限というところまでは持っていない。市町村は、定員についての確認とするという手続があります。新制度の子ども子育て支援法の中で、法的にも町が関与できるようになっております。お願いを含めてやっていくところは、これまでと変わらないという回答でした。

次に、後期計画と財政計画ということで、総合防災システム（同報系防災行政無線デジタル化）整備工事契約の変更についてですが、浦田企画財政課長及び井手課長補佐から説明を受け

ております。

概要です。平成27年12月6日に契約して、工期を本年6月30日という形になっていますが、工事の過程の中で事業内容の変更が必要な部分が生じ、契約額の変更を行いたいということです。システムの概要説明ということで6件ほどの説明を受けております。

再送信子局の増設、それから志方子局の有線延長によるスピーカーの増設、戸別受信機アンテナの増設20基、庁舎内放送用アンプの増設、子局撤去方法の変更、大岳中継局擁壁などの変更ということで、工期については変更なしということでありました。

主な質問、回答です。

最近プロポーザルの契約が増えてきているが、検証しておかないと同じ過ちを繰り返すと思うが、計算上どここのところにも届くと言われたが、足を運んで行政の側の精査が必要ではないか、当初の仕様書の不備だったわけだから、行政の側の責任として調査、机上の計算でなく確認して、当初の目的どおり成果を上げることができるという結論を導かないといかんのではないか、これの後の手当についてどのようにされるのかという質問です。

回答ですが、音声が届くかという確認はもちろんさせていただきます。施工管理の業者も別箇発注しているので、その業者を中心にさせていただく。我々監督員として確認は必要と思っている。ポイントポイントで町内全域に到達しているか、その状況は確認したいという回答でした。

その他として、佐々町議会行財政改革調査特別委員会の結果報告書について、前回の委員会のときに回答ということでありましたので、報告を受けております。企画財政課長から説明を受けました。

5月18日開催の委員会で、佐々町議会行財政改革調査特別委員会結果報告書について、精査してお答えさせていただきたいとの回答で説明がありました。

回答は、今回作成した総合管理計画に全体的な目標と方針ということで定めてある。7ページに、施設の管理運営の見直しということで御意見をちょうだいしている。個々の施設の見直し方針については、今後個別計画をつくって対応していきたいと予定しているという回答を受けておりました。

以上です。

お手元に配付しておる総務厚生委員会報告、御一読をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

（総務厚生委員長 須藤 敏規君 降壇）

## 議 長（西 日出海 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告、委員長からお願いします。8番。

（産業建設文教委員長 淡田 邦夫君 登壇）

## 産業建設文教委員長（淡田 邦夫 君）

産業建設文教委員会を4月20日、5月17日に行いましたので報告をいたします。

まず、4月20日に調査案件といたしまして、まちづくりについて行いました。この4月20日に関しましては執行は全然参加しなくて、議員だけで産業建設文教委員会として28年度にはどういうふうなことをやっていきたいという目標を掲げております。

閉会中の所管事務調査に基づき、以上のことを調査いたしました。

事業の進捗状況の調査について、28年度も事業の進捗状況の調査確認を行うということです。

2番目として、平成27年度に産業建設文教委員会で17カ所の現地調査を行いました。今後

その計画をどのように行っていくのかを調査をしていきたいと思っております。

それから、道路、河川整備計画及び陳情について、町道中央海岸線の交通量の緩和に伴い交通量の調査、今後の計画をどのように進めていくのか。

それから、学校・幼稚園・社会教育及び整備について、学校給食の今後の計画をどのように進めるのか、というのは平成27年度で議会として研修を三重県で行いましたけれども、その後の、ただ行ってよかったねだけでなく、今後の計画をどのように進めていくのかを調査をしていきたいということで思っております。

上下水道について、新ビジョン計画はどのようになっているのか。これは4月に一応報告ということになっておりましたけれども、5月に報告を受けましたけれども、どのようになっているのか。

公園について、公園の管理状況の確認、これは今公園が多少荒れているというような報告をいただきましたので、これについても検討をしていきたいということで思っております。

商工観光について、各種イベントのあり方、準備等に対する町の対応、それから観光情報センターの利用状況と佐々町の活性化をどのように進めるのか。

それから3番目として、これは所管外ということでございましたけれども、企業誘致のため土地を購入したが、今後の計画ということで全員協議会でも一応副町長が発表されたとおりでございます。

農政について、地域おこし協力隊を3名新たに募集するが、新規就農を基本として将来定住を目指すこととなっているが、これは課長のほうから企画財政のほうの担当ですということではなっております。

平成28年度は、産業建設文教委員会としてまず計画をすること、そして実行、チェック、アクション、PDCAサイクルで実施していくということを確認をいたしております。

次に、5月17日の産業建設文教委員会を報告します。

まず調査案件として、上下水道について、新水道ビジョン。執行の説明としてビジョンの作成に伴う基本計画で、今までの課題を洗い出し、その課題に対してその対応をするための施策、その施策に当たっての財政的にはどのような状況になっているかの説明を受けました。

また、水道課係長より、詳細に理想像と目標、推移する実現方策、3番として、経営見通しと事業の展望の説明を受けております。

委員として、新水道ビジョンについても町民の生活に欠かすことのできない、いつまでも安心して飲める水を次世代へ供給することを実現するために、慎重に現地調査を含め今後、再度調査をするということではしております。よって、委員会としては継続調査ということにしております。

上下水道汚水処理構想について、主に農集の部分を下水道の汚水処理に入れるような都市計画画法上の全体計画の変更と認可変更が必要となる。これについても、平成29年度から予定していると説明を受けております。これについても継続調査ということにしました。

条例等について、佐々町都市公園条例の一部改正について、中央保育所の民営化について、住民福祉課、教育委員会が関連しているが4月に入ると公募が始まり、業者の選定などスケジュールに沿って進められている。6月に入ると、手続がふれあいの里公園についても変更になるとの提案の説明を受けております。

条例等について、道路認可変更について、中央保育所民営化に伴い民間が土地を取得し、管理となった場合を想定し、町道を66メートル延長するため認可変更の説明を受けております。

事業進捗状況の調査について、建設課、水道課、教育委員会から、平成28年度の年次計画表に基づいて説明を受けております。まだ始まったばかりでございますので、こういう事業があつていつまでに進めていくという説明でございました。

その他報告事項について、花菖蒲まつりの日程について、地方創生人材派遣制度、アグリビ

ジネスアドバイザー就任について、損害賠償事件、清掃作業における物損事故について、不納欠損、下水道使用料、水道料について、佐世保市小佐々町への応援給水について、マンホールポンプ制御盤事故について、保育所民営化、幼保連携認定こども園について、熊本震災への対応について、教育委員会、建設課、副町長のほうから説明をいただいております。

それから、学校給食の今後の方針について教育委員会から報告を受けております。

道路災害発生状況について、その他。

以上のことを執行部から説明を受けております。

以上にて産業建設文教委員会の報告を終わります。

（産業建設文教委員長 淡田 邦夫君 降壇）

議 長（西 日出海 君）

委員長の報告が終わりました。

以上で、日程第 5、委員会報告を終わります。

これより休憩に入ります。

午後 1 時より再開いたします。

（11時58分 休憩）

（12時57分 再開）

— 日程第 6 一般質問（平田康範議員） —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、6 番、平田康範議員の発言の許可をします。

6 番（平田 康範 君）

ただいま議長より質問の許可をいただきました 6 番、平田でございます。

本日は、一問一答方式を選択しまして、通告書に基づき、地震対策の現状などについて、背景を申し上げながらお尋ねをいたします。

まず、このたびの熊本、大分両県を中心に発生した地震から、本日で 2 カ月となりますが、多くの方々の尊い命が失われ、また、多くの財産が失われました。

改めて、亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告しておりました 1 点目の熊本地震に関連して質問をいたします。

午前中に町長報告でも触れておられますので、私の質問は重複し、繰り返しの町長の答弁になれるかと思いますが、熊本地震の救援体制など、本町の考え方などについて、町民の皆様へ、議会の立場からも情報を発信する必要があるという観点から質問いたしますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

4 月 14 日、熊本地方を震源として、前震と言われております震度 7 の地震が発生し、さらには、16 日午前 1 時 25 分には、本震と言われております震度 6 強の大きな地震が連動して発生し、いまだに地震が観測され、今月の 12 日には八代市で震度 5 弱の地震があり、また、13 日も震度 4 が観測されております。

気象庁も、今回の熊本地震については、観測史上例がない大きな地震と捉えており、熊本地方に壊滅的な打撃を与えたわけですが、今回のような大きな地震は今後も起こり得るということで注意を呼びかけております。

そこで、お尋ねいたしますが、今回の熊本地震をどのように捉えておられるのか、町長の所感をまずお聞かせください。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
先ほど議員さんがおっしゃりましたように、4月14日ということで、大地震が発生いたしました。

本町としましても、大変、亡くなられた方に対して心から御冥福をお祈りしますとともに、被災された方々に対して、お見舞いを申し上げたいと思っております。

我々も、九州でこういう大きな地震が発生するということは、私も夢にも思いませんでした。

益城町においては、庁舎とか、避難所の指定地域までが被災したということで、震災直後というのは、避難所の運営すらままならなかったとお聞きをいたしております。

町としましても、そういういろんな話を聞いてきまして、まずは人手が足りず、救援物資の受け入れ体制がスムーズにはいかなかったということと、それから、住民に対しての支援物資がスムーズに届かなかったというお話をお聞きしております。

私たちが住む、この北松浦半島というのが、火山や大きな断層というのがないわけですが、今回、震度3というような地震が、先ほど申しましたように、5回ほど起きているわけですが、やはり大きな地震が絶対起きないとは言えないわけですが、我々も、そういうことで十分注意をしなければならないと。

しかしながら、我々小さな自治体としましては、予算も人も少なく、大災害の発生というものの対応というのが大変困難をきわめると思うわけですが、やはり大地震というのがあったわけですが。

実際に起こったわけですが、この教訓を生かしながら、今後の本町の防災体制というのを、やはり見直しをする必要があるのではないかと、私どもは考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
6 番。

6 番（平田 康範 君）

ただいま町長より、熊本地震発生を捉えて、考え方、方針、そういったものをるるお答えをいただきましたが、ここで改めて、熊本地震に対する支援、この問題についてお尋ねをいたします。

地震発生後、早々に、支援活動の状況を新聞やテレビなどマスメディアにおいて紹介をいたしておるわけですが、県内の自治体を見ても、救援物資の受け付け開始を、4月20日に長崎市、それから佐世保市をはじめ8市が実施をされているようでございます。

また、21日からは、新たに、長崎県のほかに、諫早市をはじめ2市3町が受け付けを実施されるなど、地震発生後速やかに被災地支援活動あるいは救援物資の受け付けなど、被災地支援に取り組みされているのが現実でございます。

また、先ほどもお話がありましたけども、新上五島町においては、南阿蘇村と姉妹都市とは

いえ、町の職員を中心として、4月19日に先遣隊2名を派遣され、6日間の活動をされ、その後も、班編成をされまして、第1班から第11班まで編成されているようでございまして、現在の予定では、第11班が6月26日から7月3日までの7日間の活動が予定されているようでございまして。

各班の活動日数、これは6日から7日間ということで、延べ活動人員を見ましても、394人の行政間の支援活動をとられるなど、活発な支援活動をされている自治体もあるわけでございます。

実は、西議長より、4月25日付で、町執行部に対して、熊本地震に対する要望書というものが提出されておるわけですが、町の回答といたしましては、救援物資については、被災地からの要請状況を踏まえ、物資の受け付けを行うこととなっており、4月18日現在では、被災地や熊本町村会からの情報提供は寄せられていないということでございます。

また、さらには、4月20日現在では、長崎市と県の合同で、支援物資の受け付けの開始の情報は得ているが、交通インフラの復旧見通しが立たない状況にあり、物資の搬送について情報提供を行っているところだということでございます。

そうということで、結果といたしまして、本町は、県の要請を受け、支援物資の仕分け、それから避難所運営に係る現場対策要員と、それから専門分野への職員、これは実施されているわけですが、また今後も派遣の予定はあるようでございます。

先ほど申し上げましたように、ほかの自治体は、やはり早々に救援物資などの受け付けを実施しているわけですので、本町におきましても、やはり取り組めば取り組むことができたということで、私は強く思っております。

このことについてどのような考えか、再度伺いをいたします。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

救援物資の受け付け実施ということで、先ほど申されましたように、4月20日から長崎市、佐世保市はじめ8市が救援物資を受け付けたと、それから、21日から新たな2市3町が救援物資を受け付けるということで実施されておるわけでございます。

議員のおっしゃるとおり、本町も救援物資の受け付けをし、届けることができればということで、私もそういう考えを持っておりました。

被災地がどのような物資を求められているのか、どのような手段で搬送するのかというのが、受け入れ自治体等が我々では特定できなかったこともあるわけですが、一自治体で全て受け付けを行うというのはなかなか大変な作業だったのではないかと、私は思っています。

4月18日に、先ほど申されましたように、県に町内の救援物資を受け入れるという準備があるかということで確認をさせていただきました。今は県としても考えてないという回答でありまして、その後、20日の午後に、受け入れる準備があるということで、4町の受け付けを開始していますということでお話がありまして、4町は、県もしくは自衛隊で搬送してくれるということで、受け付けをしてましたが、本町に22日夜からは、県からは受け付けできないという連絡が入りまして、25日の会議の中で、早急に受け付けを終了して、自力で搬送する方法しかないが、受け入れの自治体が見つからずに困っているということで、熊本県の県の町村会を通じて受け入れ先を探してほしいという意見が出されておったわけでございます。

その会議において、新上五島町から報告があったということ、新上五島町は、先ほど申されましたように、応援協定というのを、南阿蘇村と姉妹都市を結んでおられるという関係のことから、事務員を輪番制で派遣しているということで、現地の状況とか、物資とかを、やはり上

五島町さんはいち早く送っておられるということで。

ただ、うちも行き届いて十分に届いてないというのはお聞きしておりまして、やはりそのときは人手が足りないということでした。

当初はやはり、我々も、救援物資というのはすぐ受け付けをしなければならないということで考えておりましたが、物資の搬入がなかなか厳しいということも判断させていただきました。4 月の 25 日に、とりあえず初期の段階での物資の搬入受け付けを断念いたしました。

これは、4 月の災害の後にすぐ、一部佐々町内の民間の方が、熊本のほうに持っていかれたということで、それは、向こうに住んでいる方と連絡をとって、その方のほうに直接届けたとお話をちょっとお聞きしております。

その後の報道で、やはり東日本大震災の教訓を生かして、支援物資の遅配を回避するために、いろんな方法を考えなきゃならないと思ってますし、やはり高速道路の復旧も早かったということで、民間ベースの物流が再開したということで、物資の搬入が加速化されたということがわかったわけでございます。

しかしながら、やはり我々においても、県内 2 市町が今から物資を搬出することできずに、ストックしていた状態だそうでございますけど、町としましても、小さな自治体であります、やはり九州は一つだということで考えれば、いち早く救援物資というの、届けることが、やはり今後考えていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますし、やはりどういう支援を求められていくのかというのは、今後、真剣に考えて対処していかなきゃならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

6 番。

6 番（平田 康範 君）

今のお話を聞きますと、私なりに考えますが、町独自に取り組もうという姿勢、これが欠けていたということと、あわせて情報収集、これはもう少しやるべきだったというように感じております。

そこで、違う面から質問いたしますが、人が生活していく上で、最も大切なものは、やはり衣食住というのが基本だろうと思いますが、大震災発生直後の数日間、これは、先ほど言われますように、交通網の寸断などで、被災地では物流がストップし、個人によります食料品あるいは生活必需品の確保は極めて困難になることも事実ではあるわけです。

しかし、そのような状況の中であっても、やはり全国各地の多くの企業や個人より、発災当初から、食料品や生活必需品を提供したいとの申し出があり、多く寄せられているのも事実ではあるわけでございます。

そういったことで、私も、多くの方々から、佐々町は被災地の支援物資の受け付け、これをなぜしないのかというようなことを多くの方々から耳にする場合がございます。

そこでお伺いするわけでございましたが、町民より、またあるいは町内の企業、あるいは各種団体から、被災地支援に関する問い合わせ、そういったものがあつたのかなかったのか。それとあわせて、もし問い合わせがあつたとするならば、そういった方々に対して町の対応、答えといいますか、そういったものはどういうふうな対応をされたのか、お尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申されましたように、本町の各企業、各種団体、個人からの災害支援の問い合わせと  
いうことでお話がありました。

私が聞いたことによりますと、2 件の問い合わせがあったと話を聞いております。

それから、問い合わせがあったときには、今佐々町では、物資の受け付けを行っていないと  
いう旨の説明はさせていただいたということでお聞きしておりますので、よろしくお願い申し  
上げます。

議 長（西 日出海 君）  
6 番。

6 番（平田 康範 君）

問い合わせ等については、2 件程度ということでございますけども、先ほど言いますように、  
やはり被災地は混乱しておりますので、希望の物資が届かないとか、あるいは届いても物資が  
余るとかいうような、ニーズにミスマッチするようなことはあるわけでございますが、やはり  
今言われますように、今後、こういったものについての体制のあり方、これは今後検討すべき  
だということで指摘をいたしておきます。

次に、実は、25 年の 6 月議会におきまして、東日本大震災の支援につきまして質問されてお  
るわけでございますが、県内の 21 市町で、本町だけが職員の派遣をしてないというようなこと  
で指摘がなされております。

町長の答弁として、行政改革の一環で職員を減らしているというようなことから、本来の町  
業務に支障を来す、そのようなおそれがあるので、被災地を支援しようというような考えがな  
かなか判断できなかったというような答弁をされております。

しかし、先ほど言いますように、今回の被災地は、熊本県、それから大分県で、特に熊本県  
におきましては、長崎県の隣県でございます。職員の派遣は厳しい状況にあることは私も認識  
はいたしておりますけども、先ほどから町長も言われますように、大災害は何十年に一度とか、  
忘れたころにやってくるというように言われておりました。

しかし、近年は、世界規模で起きている異常気象、そういったものによりまして、風水害や、  
それから地震などによる、より多くの尊い命や多くの財産が失われている今日であります。

そのたびに、テレビ、新聞で、被災地や被災者に対してのボランティアの方々の活動、ある  
いは救援物資の援助活動、そういったものによりまして、被災された方々の喜びの姿というも  
のも報道されているわけでございます。

そういったことで、先ほども申し上げましたように、人が生活するには衣食住が基本であり  
ますけども、人材派遣が厳しいのであれば、衣食、これの救援物資の支援体制をやろうと思え  
ば、私は可能だったということでございます。

物事を進める上で求められるものは、難しい、あるいは無理だ、できない、誰が責任をとる  
などといった考えを改めて、まず、とにかく始める、それから、できない理由よりも、できる  
方法を考えることが重要だと言われております。

そういうことで、今後は、今日までの対応などを検証し、また考えを新たにしまして、大き  
な被害などが発生した場合の支援体制の充実を図るべきと思いますが、このことについて、支  
援体制の充実、今後はどうされるのか、再度お尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、東北大震災と熊本大震災で、熊本大震災というのは隣県ということで、それは我々も自覚しておりまして、やはり九州圏でございますので、九州は一つだということが言われております。

今回、先ほど申されましたように、物資を運ぶことがなかなか難しかったということもありますし、しかし、対応できることはできるだけ対応しなければならないと、私どもも考えてますし、そういう方向で今後やっていきたいと考えております。

今後も、救援物資については、町としても、どういうのが要るのかというのを考えて、向こうからのテーマに応えながら、検討しなければならないと思っております。

大規模災害というのは、支援につきましては、物資の支援だけではなく、先ほど議員もおっしゃったとおり、義援金もそうですけど、やはり人的支援というのもやっていかなければならない、派遣も考えなければならないと思っております。

これは、今、県のほうで取りまとめを全部していただいておりますので、その分で各町に、仕事の種類ごとに、この種類を出してくれないかということで要請が来ます。

そういうことで、町としましては、県の要請があれば、町としては今出している状況でございます。

これは、期間が、2 カ月、3 カ月とか、長いものではありませんので、1 週間、2 週間のサイクルでやっていくということでございますので、町として、出せるものは必ず出すということで考えていまして。

先ほど申しましたように、町としましては、物資的な支援につきましても、町が対応できるような仕組みといたしますか、そういう方向を検討しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
6 番。

6 番（平田 康範 君）

それでは、通告いたしておりますので、答弁は求めませんが、九州は、先ほど言いますように、大きな地震が発生する確率は低いと見られておりましたけれども、やはり今回の熊本地震で危険度も高くなったと言われております。決して長崎県も地震と無縁ではなくなるようです。ややもすれば、佐々町も救援物資を送る側から受ける側になる可能性もあるわけですが、先の議会でも申し上げましたように、消防出動マニュアルも作成されていない、あるいは東日本大震災以降、内閣府が全国の自治体に策定を求めている業務継続計画、これについても現在、県内では佐世保市と壱岐市の 2 市が策定されておりますが、そのような中で、本年度中には 6 市町が策定を予定されているようであります。

しかし、この報道を見ていますと、本町は検討中なのか、あるいは未定なのかはわかりませんが、言いますように、本町の防災行政への取り組み、これについてはいま一度やはり早急に見直すべきだということを強く申し上げて、次の公共施設関係につきまして質問をいたします。

公共施設に関して質問するわけですが、先ほど言いますように、熊本を中心とする一連の地震で益城町、宇土市、八代市、それから大津町の 4 自治体で庁舎が壊れて使用不能となり、市・町の機能を他の公共施設に移転することとなったわけですが、このことを捉え、本町の公共施設の地震対策について、どのような考えを持っておられるのか、まずお尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

耐震状況でございますが、本町においては、現行の耐震基準の以前に建設された公共施設の耐震診断というのは全て終了しております。その後、耐震補強工事につきましては学校施設、それから社会体育施設、社会教育施設、公営住宅、集会所の順で今、行っておりまして、本庁舎、それから別館、消防詰所の 4 カ所です。1 と 4 と 5 と 7 の一部分が耐震基準を満たしていないままになっておりまして、やはり消防詰所については耐用年数が経過しておりますので建てかえの方向で検討をしなければならないと思っておりますし、議員が御存じのとおり、本庁舎と別館についても耐震を満たしておりません。

この耐震工事を行うのか、建てかえるのか、ほかの施設に移転するのかっていうのは今後検討しなければならない事項ではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

6 番。

6 番（平田 康範 君）

それでは、公共施設等総合管理計画の策定、これについてお伺いをいたします。

質問前に一言、苦言を申し上げます。佐々町公共施設等総合管理計画、これは 2 月末までにこういった形ででき上がってきております。これはやはり議員全てが共有すべき計画だろうと、私は思います。しかし、今回この議案書の配付の時点でこの計画書が私どもに届いたと、そこで知り得たという状況なんです。産業建設文教委員会の議員さんは、私と同様な考えだろうと思います。全員協議会も今日まで 3 月 23 日、それから 5 月 25 日、直近では 6 月 7 日に開催をされております。また、産業建設文教委員会も 4 月、5 月に開催をいたしております。このことについては疑問を持ち、強い憤りを感じるわけでございますが、担当課はどのような考えだったのか回答を求めておきます。

そこで、本来の質問に入りますが、私は 27 年 9 月議会において、公共施設等総合管理計画の策定について一般質問をいたしております。町長の答弁では、会議録を見ても「特に重要と思われます 2 つか 3 つの施設の個別的な計画を含めた全体計画としては、それまでに策定を行いたい。」と。これは 2 月 29 日までということですよ。それで、「なお、部分的に道路と河川、それから下水道、学校施設などの個別計画につきましては、今回策定する全体計画を踏まえながら来年度以降の策定を予定しているところでございます。」と答弁をされております。で、今回いただいた計画書は、先ほど言いますように、内容の説明も受けておりませんし、また理解もできません。

そこで、お伺いするわけですが、町長が答えられております 2 つか 3 つの個別的施設、これはどの施設を考えておられたのか。また、その施設の管理計画、これはどのようにになっているのか、お伺いいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そのさっきの二、三の施設ということで個別的な計画を含めた全体計画ということで、お話がっております。私は、学校の施設と、それから庁舎の施設ということで認識をさせていただいておりまして、やはり学校の施設については、今年度詳しく計画するために委託事業に取り組むということにしております。また、庁舎につきましては、先ほど申しましたように、現

状のまま耐震プラスの長寿命化を図るのか、建てかえ、それからほかの施設への移転ということで、4 パターンで比較検討を行いながら一応の序列はつけておりますものの、決定には至っておりません。今年度に一応の方向性というのは出す必要があるのではないかと私は考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

その公共施設等総合管理計画につきましては、平成27年の7月31日から28年の3月30日を策定の工期ということで委託し、昨年度、完成をさせていただいたものでございます。中身についての説明につきましては、企画財政課の所管、担当課が総務厚生委員会でございましたので、その所管事務調査という形で御説明させていただきまして、その産業建設文教委員会のほうには説明等をやっていないというのが御指摘のとおり的事实でございます。非常に、まことに申しわけございませんでした。議員、御指摘のとおり、全議員さんのほうに周知すべきだったというふうに考えております。申しわけございません。

議長（西 日出海 君）

6 番。

6 番（平田 康範 君）

この計画書については説明がなかったということで、所管が違うというような考え方かと思いますが、やはり議会と執行、これは両輪のごとく、いつも議長が言われております。大事なものは、やはり全議員が情報を共有するというのが基本でございます。そういうことで後日、産業建設文教委員会にも詳しく内容を説明されることを強く求めておきます。また、今後もういった重要な計画あるいは施策などについては、このようなことがないように重ねて強く求めておきます。

それでは、次の質問に入りますが、これは2つか3つということで、町長は、学校と庁舎というような考えであったようでございますが、この計画書をざっと見てみましても、この2つが個別的にぴしゃっと計画ができ上がっていないのが事実ですね。答弁では、個別的な計画については今回策定、というようなことで言われておりますけれども、計画ができていないということを指摘いたしておきます。

それで、公共施設等、これは御存じのとおり、多数の利用者が見込まれるほか、やはり地震、災害が発生した場合などについては災害対策の実施拠点となるのが基本でございまして、またそのほかにも避難所、そういったことになるなど防災拠点としての重要な施設になるわけでございます。

総務省の報道資料を見て細かく調査結果をちょっと申し上げますけれども、全国の公共施設の耐震補強の割合は一番進んでいるのが学校、それから体育館の94.6%、次に消防施設の86.1%、診療所施設の85.2%、社会福祉施設の82.6%、それから警察本部あるいは、そういった警察関係の施設が81.2%、それから体育館の78.3%、県あるいは市、それから町民会館・公民館等も76.4%となっております。

しかし、最も遅れているのが、今言われますように、庁舎で74.8%です。このことについては、やはり財政上、学校などを優先した結果であり、仕方がない面もあるわけでございますけれども、本町も例外ではないわけです。実は、長崎県の自治体の耐震化率は、全国最低の53.5%です。平均が74.8%ということで、大きく全国平均を下回っておるわけでございます。

そのような中で、県内の 9 市町が現行の耐震基準以前に建設されたものでございまして、もう本町もそれに該当いたしております。

このたびの熊本地震で、本町の公共施設の人員対策が急務ということを言われます。また、2014 年の 4 月施行の改正災害対策基本法、これによりますと、市町村による指定が義務づけられている指定避難所、これがございしますが、この施設は公共施設のどの施設なのか。

それから、また別に災害の危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所というものがあるわけですが、これを本町は指定されているのか、お伺いをし、またさらには庁舎の耐震について今ちょっと話されましたけれども、今後基本的にはどんな考えで進めようとしているのか、再度お尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

公共施設は、先ほど申し上げましたように、やはりこの佐々町の役場も耐震を満たしていないわけでございます。この公共施設というのは、我々にとっても町の防災の拠点ということで、やはり庁舎の耐震問題についてはということで、なかなか厳しいと考えておるわけでございます。公共施設の耐震を満たしていない施設というのが、本町では、先ほど申しましたように、庁舎の施設と、それから消防詰所であります。

この消防詰所につきましては、建てかえというのを検討しなきゃならないということで、これについては緊急防災事業債という起債があれば、そういうことでそれを使って実施していきたいと考えておるわけでございます。本庁舎につきましては、やはり玄関側の旧館部分と裏側の新館部分ということで区別されるわけでございますけれど、どちらのほうも判定基準はというと、安全を満たしていないということです。

今そういうことでなかなか厳しい状況であるわけでございますので、こういうことから、やはりいつ地震が本町で起こるかもわからないわけでございます。防災拠点となる本庁舎について、やはり早急に耐震をするのか、先ほど申しましたように、建てかえをするのか、移転をするのかというのは検討しなければならないんじゃないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、指定避難場所のもう一つの部分につきましては、総務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

ただいま御質問の指定緊急避難場所の件でございますけれども、本町においては、この指定場所を指定した施設はございません。ただし、指定避難場所を全部で災害の種類ごとに 51 指定をしております。内容につきましては、集会所や学校施設、町の施設を充てております。

指定緊急避難所と指定避難所との関係でございますが、指定緊急避難所が指定されていない場合は、相互に兼ねることができるということで、本町の指定避難所の一部を緊急避難所にかえて使用をするというふうなことになるかと思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

6 番。

6 番（平田 康範 君）

今ちょっとお答えいただきましたけれども、この指定避難場所、これは改正災害対策基本法で指定が義務づけられているわけですが、指定場所がないということですか。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

「指定緊急避難場所と指定避難場所とを相互に兼ねて利用することができる。」というふうに書かれておりますので、すみません、本町においては指定緊急避難場所を指定しておりませんので、指定避難場所をそのような施設として活用させていただくということでございます。

議 長（西 日出海 君）

6 番。

6 番（平田 康範 君）

それでは、庁舎関係について耐震化をするかどうかというような話も今出ましたけれども、施策提言を含めましてお尋ねをいたすわけですが、町長も御存じのとおり、この庁舎、これは先ほど言いますように、災害発生時の拠点としての重要な施設になるわけですが、

実は、平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震で、耐震性能の不足あるいは老朽化、そういったものが進んでいた庁舎が大地震により被災、破砕、そういったために早急に庁舎に設置すべき災害対策本部、これが設置できなかったという現実がございます。

また、今回の熊本地震においても、先ほど申し上げますような自治体が庁舎への立ち入り禁止となったということがございます。

結果といたしまして、住民の窮状あるいはインフラの復旧、他の自治体との連携など、災害対策の初動に支障を来し、また被災者あるいは避難場所の情報収集、そういったものが困難となり、必要な救援物資が届かないと。あるいは事務的に行政サービス、そういったものが滞りまして被災者支援の遅れなど、さまざまな活動に支障を来す事態も生じております。

そこでお尋ねいたすわけですが、実は鉄筋コンクリート構造の建物に限りまして、耐震補強されたものは被害がほとんど生じていないと。ですから、補強すれば一定の効果はあるということ言われております。そういったことで財政状況など、さまざまな状況を勘案しますと、やはり今言われますように、庁舎の長寿命化を進めることも必要かとは思いますが、しかし、今後、庁舎の耐震補強工事、これを行うことで二重投資を避けるためにも、庁舎整備については、やはり検討すべき時期に来ていると、私は思っております。

しかし、この庁舎整備事業、これは町にとりましては大変大きな事業であるわけです。そういったことから、やはり多くの町民の声を聞き、そして町民の理解を得ることが絶対に必要であるわけですが、そのためには、やはり情報の共有を図りながら方向性を決めることが最も重要でありますけれども、これにつきましても、やはり少なくとも2年あるいは3年の年数を要するものではないかなと思っております。

そういったことから、庁舎整備事業については、やはり早急に特別委員会を設置し、基本構想の策定だけでも早急に取り組むというような考えをお持ちでないか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、平田議員さんがおっしゃられましたように、耐震補強をしても長寿命化を図るにしても、やはり仮庁舎というのがまた必要になるわけでございまして、やはり事業期間も長くなってしまいうわけでございます。どちらにしても、耐用年数に達したときには、またその改築が必要になるということで、先ほど申されましたように、二重投資の危険性も多分にあるということで、なかなか厳しいところと思っております。ただ、庁舎を新しく整備するっていうかどうかについては、町としてもまだ、結論は出していないわけでございますけど、やはり 2、3 年ではなかなか先ほど申されましたように、厳しいのではないかと、思っております。この前、新聞に載っていましたが、新聞やったですかね、波佐見町が 7 年後に整備をするということで新聞に出ておりました。これは、資金的な問題もありまして、やはり最低 5 年は必要ではないかと、私としては考えておるわけでございますけど、ただこの耐震の問題というのがあるわけでございますので、急ぐに越したことはないんじゃないかと思っておりますので、町としても早急にそういう方向性ということ、結論を出さなければならぬんじゃないかと思っています。また、特別委員会についても、そういうことであれば考えて、また議長さんにもお話をしてやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
6 番。

6 番（平田 康範 君）

この特別委員会の設置ですね、これについてやはり言いますように、これを設置してから、やはり協議をし、いろいろ進めるのに、2、3 年かかるわけですね、結論が出るまで。それからまた、時間が要するわけですので、やはりこの特別委員会、これの設置については議会とよく協議して、早急に設置されることを求めています。

では、もし万一、この庁舎の建てかえ、そういったものが出てきたときの対応についてお尋ねいたしますが、財源確保の方向性、これについては、やはり庁舎建てかえに関しては原則的には、全てが自主財源となるわけでございますけども、23 年 3 月末時点において、一般会計の 11 基金で、基金残が 56 億 6,000 万程度ございます。そのうち、特定目的基金であります公共施設整備基金、これが 27 億 1,000 万となっております。この公共施設整備基金、これは公共施設でも幅広くあるわけですね、そういったことから、やはり庁舎整備にかかる財源の積み立て、そういったものがびしゃっとこう、現状ではないわけですね。そういったことから、やはり予算の裏付け、これを行うことは必要だろうと思われております。そういったことから、やはり庁舎整備基金、これを新たに設けることも、一つの政策というふうに私は思っておりますけども、このことについて、新たに基金を設けることができないのか、考えをお伺いいたします。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど申されましたように、庁舎の整備につきましてはやはり多額の自主財源というのが必要になってくるわけでございまして、今、早急には、先ほど申されましたように、公共施設整備基金というのが、これは幅広く使われるということで、出してるわけでございますけど、や

はり、庁舎を建設するとなると、庁舎建設整備基金というようなものは整備しなければならない、これはやはり住民の皆様方にはっきりと、これぐらいかかりますよというのを、お示し、公開しなければならないわけでございますので、それをどれくらいまたやるのか、その整備基金を積み立てるのかというのは、まだ、私たちも結論は出してないわけでございますので、これは庁舎内でまた検討させて、職員にですね、その後にまた議会へお話をさせていただきたいと考えております。ただ、個人的には、熊本地震がこの前起こりまして、いつどこで地震と災害が起こらないとも限らないわけでございますので、町としては、そういう資金面、手立てにつきましては、町としても早く考えて、結論を出さなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
6 番。

6 番（平田 康範 君）

それでは、この耐震関係につきましては、熊本地震を教訓に重要だということはもう認識されておると思いますので、この庁舎関係につきます特別委員会、それから基金の新設、そういったものを早急に取り組んでいただくことを求めて、私の質問を終わります。

議 長（西 日出海 君）  
以上で、6 番、平田康範議員の一般質問を終わります。  
これより、休憩に入ります。2 時より開催いたします。

（13時48分 休憩）

（13時58分 再開）

#### — 日程第 6 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（西 日出海 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、一括質疑・一括答弁方式によります、5 番、橋本義雄議員の発言の許可をします。

5 番（橋本 義雄 君）

議長のお許しが出了ましたので、通告書に基づき一括質問に入らせていただきます。

今回は、佐々川の河川敷の道路整備についてと、それと、町道の整備についての 2 問を質問させていただきます。

まず、河川敷であります、北部から南部の間の河川敷の敷地の中に、まだ未舗装の部分があります。北部のほうでは、正興寺橋、北部体育館の付近の橋から神田市瀬橋の付近の両岸が舗装がなされております。

それから、その上のさざん花団地の下のほうの河川は、カラー舗装で舗装をされております。

それから、新佐々橋を中心に両端、古川橋と佐々橋の間がまだ未舗装でございます。と同時に、新佐々橋の下は通行が狭くて危険なところがあります。

それから、サンビレッジの手前に小浦大橋があるわけですが、そこから海岸沿いに道路がありまして、ライスセンター横に抜ける道路、これも未舗装でございます。

この道路については、町民の皆様方が、各地域の方々々が朝夕散歩をしたり、いろんな形で利用をされているわけです。そういう中で、やはり残ったところの舗装をしてもらいたいと。

それから、この舗装をすることによって、上から下まで、いわば神田から小浦まで交流ある散歩コースとなるし、また、ウォーキングのコースともなります。

そういうことで、この舗装についての考えを伺います。

それともう一つは、町道の整備ということで、歩道整備、または通り抜けのできない道路の整備を再度質問いたします。

設計委託料の予算措置がなされた神田線の歩道についてであります。その後、どういう計画をなされているのか。

それから、通り抜けのできない道路は、各町内会たくさんあると聞いております。その中で例を言いますと、神田の脇溝線、それから、その上の段に堀の坂線というのがあるわけですが、そこがストップしております。しかし、それを結ぶことによって大きな災害時の防災的な道路になります。

そういうことから、そういったものをどのような形で計画をされているのか、そしてまた、神田町内会の陳情がなされた川尻線もしかりであります。通り抜けることができません。そういった道路をどう考えておられるか、お聞かせください。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず初めに、河川敷の道路整備についてということで御質問があっております。

先ほど申されましたように、近年、健康増進ということでウォーキング等をされる方がたくさんおられまして、多く見かけるようになったわけでございます。

このような状況の中で、佐々川の河川敷等の散策道路につきまして、ウォーキングコースの中の 1 つとして多くの方々に利用されているわけでございますけど、佐々川の河川敷の道路につきましては、この前も議員から御指摘がありました。

その区間において、舗装されていないという区間があったことも我々も認識しておりますし、近年、道路とか、河川においての清掃活動等を行う多くの愛護団体が活動をしておられまして、河川についても、河川敷の除草とか、清掃について、各団体とか、町内会においても積極的に取り組んでおられるといたしますし、そのような活動の中で、やはり散策道路の舗装っていうのは、地域の声としまして、県に届けられているようにもお聞きしております。

また、これまでの散策道路とか、生活道路として舗装し、利用していくためには、これは、町が道路認定ということではなければならないし、河川の管理者である県と管理協定を結ぶ必要があるということ、そのことを実現するためには、やはりこれまで河川敷でも死亡事故がおきている状況でもありますので、交通の安全面も考えて防護柵等の対策もやっていかなきゃならないというお答えをしているところでございます。

また、散策道路につきましては、北部から南部につなげるためにということで、先ほど議員が言われましたように、新佐々橋の下に隧道をつくるといいますか、そういう大きい通り道がないわけです。そういう中で、隧道をつくってということでの御提案があったことも承知しておりますし、それから、河川とか、道路の管理者である県と、そういうことについては協議が必要になってくるんじゃないかと思っております。

技術的に施工可能となった場合でも、これにつきましては大きな事業費が伴うものでございまして、そういうことを考えて、全体的に財政上の中で考えるということでやっていかなきゃならないわけでございますので、すぐこれをやるということはなかなか厳しいと思っておりますし、我々としましても、十分調査をしながら検討していかなきゃならないんじゃないかと思っております。

今後の対応策につきましては、県のほうと担当部局とも協議していかなければならないと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

それから、道路整備についてということで、歩道整備とか、通り抜けができない道路についての整備ということで、これも前々から質問があつておりました。

まず、先ほどの歩道整備につきまして、神田駅前から、ちょうど神田市瀬線の交差点までの区間について、測量設計を実施しているわけでございます。これまで事業の検討というのをやってまいりましたが、やはり事業費がかなり高額ということで大きくなるために、全体事業の中で、町としては限られた予算の中でございますので、そういうことを考えていなきゃならないということで、現在まで、実現するに至っていないということで、大変申しわけなく思っているわけでございます。

また、通り抜けできるような道路整備としまして、先ほどお話がありました脇溝線と塀の坂線をつなぐ道路、それから、川尻線と神田支線の 4 をつなぐ道路ということで、地域の住民の生活道路としまして、それから、先ほど申されましたように防災上の消防自動車等の進入ができるような道路、通り抜けができるような道路整備ということで、これについても地元の町内会の皆様からも御要望をいただいているわけでございます。

歩道整備というのも含めまして、限られた予算の中で全体事業において検討しなければならないわけでございますけど、今後、橋梁の長寿命化とか、それから、幹線道路における道路のストック総合点検ということで、まだかなりの予算、対策工事が要るわけございまして、そういう多くの事業費が必要となっております。今後、御質問の箇所についても、限られた予算の中でなるべく我々も実施したいと考えておりますので、どういうことができるのかどうかというには、実施可能かということで検討していかなきゃならないと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

**議 長（西 日出海 君）**

建設課長。県との協議は担当レベルでしていないのですか。質疑事項、県との協議って書いてあります。

はい、副町長。

**副 町 長（大瀬 忠昭 君）**

先ほど町長の答弁の中に、県との協議というふうに言っておりましたけれども、県議の吉村先生も、このことにつきましては地元の住民からの声ということで、先生からも県のほうにいろいろお話をいただいているそうでございます。

そういったことで、先ほどの表現になったと思っております。

よろしく願いいたします。

**議 長（西 日出海 君）**

5 番。

**5 番（橋本 義雄 君）**

それぞれ説明がありましたが、ところどころできて、ところどころできないちゅうことは、なかつちやなかとかなと。

例えば中央部の桜堤とか、そういったところについては、びしゃつとした整備をされておる。しかし、北部については、草が生えるぐらいで何もされていないところが多い。そういうことから、県も、先ほど吉村先生のほうからも相談して頼んでおるということでございますけれども、やはり、佐々川ちゅうのは、佐々のまちづくりに欠かせない 1 つの自然環境のある川であ

ります。

ですから、もう少し努力をしてもらって、箇所箇所ができなくて、箇所箇所はできるっていうんだったら、そういう話は私は聞いたことない。

ただ、小浦のほうの海岸については、海岸に大波が来たときに、かぶりながら道路がへずられた何だりということがありますので、海岸の防護としてお願いしたらどうかと思います。あれは波で削られることも多いですから。

それと、先ほど言われました隧道のことですけれども、これも、最初は皿山公園の菖蒲を見るために隧道を掘ったと記憶にあるわけです。ところが、今は通学路として立派に小学生が通っております。

そういったことで、危険性があるかもしれませんが、危険性でいろいろ、防護柵とか何とかつくればいいわけですけど、予算が伴うと。しかし、この前、皿山の上のほうに上ってみたら、PCフェンスの立派なフェンスでイノシシよけをしてあったわけです。そがんとは、あそこやったら、イノシシの柵やったらメッシュでもいいんじゃないかと、そういうふうに私は思うわけです。

それと、河川敷のフェンスについては、全部フェンスでなくても、佐々にはサザンカという町の花があるわけです。そういったものとか、ツツジとか、路肩にずっと植えていくと、それがフェンスがわりになって、また花も見られると。そういった考え方でいくと、そんなに金をかけなくても、交流センターの5億円を使わなくても何千万円かでするのかなと思います。

そういうことで、ぜひ検討していただきたい。

それから、先ほど桜堤のことを言いましたが、北部についても、やはりそういった流れが、北部と言わずに佐々川全体に、例えば、河津桜でも植えれば、それなりの町の財産になるんじゃないかと。それこそ、皆さん寄ってきて佐々に住みたいという気持ちになれば、いろいろ考えてするよりも一番早道じゃないかと思うわけですけども、これも県が引っかかってどうのこうのということですけども、そこを何とか努力をしてやってもらいたい。

それと、ふるさとを思う心というのは、やはり大自然の中から生まれてくるものじゃないでしょうか。幼心に川を眺めて遊んだりとか、そういったことから、ふるさとを思う心が生まれてくる。そうすれば、やはり佐々で育った町民は佐々に戻ると、そういうふうに私は思います。

それから、道路についてでございますが、ちょうど今、神田線の歩道のないところを歩いてみるんですが、夜に。これが危なくて、通勤時は小学生どころじゃなかとです。そういうことと、神田は今、佐々の小学校の中で生徒数が一番多いんです。そうすると、それと同時に人口も佐々町の町内会では一番になっております。千二百いくらかおりますけども、そういった中で、道路の整備が遅れています。炭鉱時代つくられた道路がいまだにありまして、手をつけていない道路もありますので、ぜひ考えてもらいたい。

それから、熊本の地震で、本当に大変な地震が起き、皆さん、災害に遭われて大変だと思いますが、そういった熊本の地震のことから、避難場所ちゅうのは町の体育館とか、公民館、そういったものと別に、公園とか、ちょっとした広場が避難場所の仮設になっております。そういうことから、例に言わせてもらえれば、神田の公園わきに、脇溝線と、先ほど言いました堀の坂線がありますけれども、そこを通じることによって、八幡ため池の上の14班の方は、スムーズにその避難場所へでも行かれ、そういった避難道路ということも災害対策として考えていかなければいけないと私は思いますが、どうでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

どなたがいきますか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問であります。

先ほど申されましたように、佐々川っていうのは佐々町の顔ということで、やはり佐々川っていうのが佐々町の一番のメインではないかと思っていますし、住民の憩いの場でもあるわけでございます。

また、いろいろなウォーキングとか、それから、花まつり、河津桜、シロウオ漁とか、やはり佐々町の宝でもあるということで、我々もそういうことで、橋本議員と同じように認識しているわけでございます。

こういう交流人口の増加ということとか、それから、健康の面とかのことをいろいろ考えてみれば、やはりそういう取り組みっていうのは我々も必要だと考えております。

ただ、こういう隧道とか、舗装とか、予算を大きく伴うところがあるわけですが。全体的に考えながらやっていかなきゃならないと。

それから、先ほど古川から先の国道までは舗装していないと。これは工事をやっていて、なかなかそこまではいかなかったということで、その分は将来は必ずできるんじゃないかと思っていますけど、ただ、隧道とか、全体的に考えれば、我々としても、してもらえることが一番いいわけですが、やはり、そこを全体的な限られた予算の中でやっていかなければならないということもありますので、県が全部をするわけではないので、町としても、予算、財政面を考えながらやっていかなきゃならないと思っていますし、我々も交流人口というのが大きくできれば、こういうことも最優先課題として取り組まなければならないんじゃないかと私は思っています。

それから、道路の整備でございます。

これは一口に言えば、我々としまでも、たくさんこういう道路というのが各所にあるわけですが。神田は確かにわかります。これも何回も橋本議員のほうから御質疑を受けてやっているわけでございます。

歩道についても、神田線が車の行き来がものすごく多いということも認識してまして、歩道整備というのを平成16年ぐらいからずっとやっていたわけですが、用買とかが絡んでくるのがありますし、なかなかうまくいかないところもあったわけですが。

地域の児童生徒とか、それから、高齢者の通行安全の確保とかを考えますれば、町としまでも、やっていかなきゃならないということは認識しているわけですが、なかなかすぐ要求どおりにいかないというのが、やはり限られた予算の中で優先順位をつけながら町としてやっているわけですが、これについても町としてどうすべきかというのは、できるだけ橋本議員さんがおっしゃるように実現できるように町としても、全体的に予算を考えながらやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

5 番。町長の言われることもわかります。予算が伴います。それから、全部せろちゅうのも無理です。しかし、優先順位を決めながらですね、やはり安全・安心のまちづくりのために、やはり歩道整備とか、そういった住民が楽しめる場所、健康づくりでいっぱい使っているところ、そういったところをやっぱり計画に入れて、そしてやっていってほしいと思います。

それから、やっぱりこの河川敷については、きょうは言いませんけれども、中身、佐々川についてもいろいろ考えなきゃいけないと、考えることがあると思います。しかし、まちづくりの中に、この佐々川の整備というのは欠かせないと思います。そこも町長はわかっておられると思いますので、これからは努力をしてもらえればと。

それで、やっぱり佐々川の良さを住民だけじゃなくて、よその人たちにもアピールできるような川沿いの整備を。そして、私たちも住民こそぞって黙って見てるわけじゃありません。花いっぱい運動、何でも自分たちでしながら、住民と一緒にやるつもりでおりますので、上から下までですね、佐々川沿いの整備を考えてください。

それから、道路についてもですけど、やはりいろんな形の中で予算をとりながら全体を考えていくわけですけども、やはり人口が多くなって、そして炭鉱の時代からの道路の整備ができてないところは早めにせんと、これは事故が起こってからでは遅いです。いつかの神田の踏切のところに、教育長、そこにおられますけれども、毎日回ってこられますけれども、立って見てどのくらい人間が行き来して、あそこには歩道はない、踏切渡ってすぐ100メートルばかりありませんけれども、その間にカラー舗装でもして歩道としてできないものか。現場で検討したいと思いますのですがどうでしょうか。教育長。

議 長（西 日出海 君）

教育長に今ふられましたが、教育長には権限がありませんので、現場を見にいくとすれば担当課長等と同行という形になろうかと思いますが、必要性は十分に教育長もおわかりですので、町長のほうから意気込みを持って最終答弁をお願いしたいと思います。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問でございますけど、確かに踏切の先ほど申されました、やはり通学路ということになっておりまして、その間の歩道がないというのも我々も認識しております。日ごろからそういうことがあるということで、先ほども申しましたようにやはり町としましても、そういう子供さんの通学とか、お年寄りの安全面、交通安全面を考えれば先にすべきところかも知れません。そういうことで、我々もそういう状況の中で全体的に見ながらですね、実現可能なものについては町としても早く対応させていただきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。もういいですか。どうぞ。5 番。

5 番（橋本 義雄 君）

大体、舗装についても、歩道についても言ったわけですけど、歴代の町長さんが、いま今まで、それから議員さんもですね、含めてやってこられたわけですから、残った分はもう町長がすることなるとるっちゃなかろうかって思いますので、一応よろしくお願いします。

終わります。

議 長（西 日出海 君）

以上で、5 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

— 日程第 6 一般質問（淡田邦夫議員） —

議 長（西 日出海 君）

引き続き、一問一答方式によります、8 番、淡田邦夫議員の発言の許可をします。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

通告書に基づきまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、質問する前に 6 月の 11 日、中体連がありまして、9 時 51 分から 3,858 名の中学生が入場いたしました。佐々中学校が一番最後から入場したんですけれども、あれを見て本当に佐世保市に入れてもらってよかったなということで、中学生にすれば一生の思い出になるんじゃないかなということで思いました。

本題に入らせていただきます。

私は、町民の声、たばこ対策ということと、その中で町民の声のたばこ対策ということで質問をさせていただきたいということで思っております。

町民の声として誰もがたばこ対策についていろいろと言っていました。世界の禁煙デーとして、ことしも 5 月 31 日から 6 月 6 日までオールジャパンでたばこのない世界ということで、厚労省主催でいろんなイベントがあったということで聞いております。

そこで、私は、町民の声として、26 年の 12 月議会で、役場前の喫煙室、これを移動してはどうかということで町長のほうにお伺いいたしました。それともう 1 件、町民グラウンドの時計を設置していただけないかということと、それから駐車場、そこの役場前の駐車場がありますけれども、このトイレの改修ということでお願いをいたしました。この町民グラウンドの時計設置に関しましては、今、サッカー、中学生のサッカー、それから少年、子供たちが野球をやったり、そういうことで非常に皆さんから時計の設置してもらってよかったというお声をいただいております。また、そこの役場前の駐車場でございますけれども、駐車場のトイレ、これは 28 年度で一応撤去ということで予算に上がっております。

ただ、残念なことに役場の喫煙室、これは 26 年の 12 月に、私は喫煙室、先ほど言いましたように、町長のほうに移動してはどうかということでお聞きをいたしました。そのときの町長の答弁として、27 年度で検討するように総務課へ指示していると答弁をされました。それから 9 カ月たって、27 年の 9 月でも何も変わってないもんですから、じゃあどうなりましたかということで再度私は質問いたしました。そうすると、そのときの町長の答弁は、玄関前の喫煙所は J T、分煙装置も一緒になって考えてくれるので、そういうことで考えたいということで答弁され、間違いないですよ、町長。ところが、それから半年、何も手もついたらん。だから私は 28 年度の予算である程度つくんじゃないかということで期待して待つておりました。

この件に関しましては、住民の方ですね、いろんな方から言われるわけですよ。私は 26 年の 12 月ということ、それから 27 年の 9 月、いやいや、町長はこういうことで答弁されました、もう少し待っていただけないかということ言いました。そしてまた先ほど言いますように 27 年の 9 月でも、いや、こういうことで町長は答弁されました。ところが何も返事もない。何の対応もない。

これはですね、それと私は副町長にお伺いしたいんですけども、26 年の 12 月議会でですね、町長や副町長が答えられたのは、町長は佐々町の執行機関の最高責任者の発言である。部下である職員についてはその発言に誠心誠意努力すべき。また、今後最大限の努力するように対応したいということで答弁をされました。間違いないですよ、副町長。ところが何も変わらん。一体これをどういうふうにお考えなのか、まずはお伺いしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは私のほうがそういう 2 回発言をさせていただいてまして、私のほうも総務課長のほうにもそういう話をさせていただいております。

これは、私もたばこを吸うわけでごさいます、そういうことで遠慮してるかどうか知らないわけですけど、早くこの玄関横の喫煙室については見直しをさせてほしいということで総務

課長にも指示をしておりますし、やはりそういう、早急にそういうことがなかったということ大変遺憾に思っていますし、やはり町としまして、私が先ほどの12月の議会で答弁が、副町長が答弁しておりますように、私が執行機関の最高責任者でありますので、そういうお話をさせていただいたので、最大限にやはり、総務課長を初めとして町の幹部の方は指示に従ってやっていかなければならないとは思っていますので、そういうことの、今そういうことであれば町としても、やはり早く住民の皆さんの出入りされる部分につきましてのやはり方向性といえますか、どういう方法が一番いいのか、喫煙所についてどういう方法が一番いいのかというのはやはり早急に検討しなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

ただいま御指摘いただいたわけですが、確かに町長のほうから玄関横の喫煙所について対策を講じるように指示がっております。にもかかわらず、ちょっと現在までそのままになっているということにつきましては、ちょっと私の努力の不足するところと思っております。反省をいたしております。いろいろ検討は行っただけですけども、変更する設置場所についてですね、ちょっとまだ決定ができてないというのが現状でございます。

この喫煙所につきましては、ずっと以前からですね、いろんな方に御指摘、また、御意見をいただいております。ずっと以前になりますけれども、以前は玄関に入って喫煙所の入り口が玄関の中にあったんですけども、そしてまた自動ドアのすき間があるということで、これを完全に遮断しようということで喫煙所の入り口を外側から別に入りまして、自動ドアのすき間を完全に埋めまして、完全に遮断をしたわけですが、やはり煙というものは外側を回ってやっぱり玄関のほうに行くというのが現状でございます。このことにつきましてはですね、早急にちょっと努力いたしまして対処するように行いたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）  
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

もう笑いたくなってるんですよ。1年半で、言うてからですよ、まだ前からそういう問題があったんじゃないかなということだと思うわけですよ。それで総務課長にも指示する、副町長もそういうことで答弁されておられる。本当にあれ、そがんあれするわけですか。本当に真剣に考えとるとかどうかわかりませんが私は本当に疑問に思うわけですよ。

町民の、私は、私たちは町民の代表としてここに立たせてもらってるわけですよ。そして町民の声ちゅうたら私は一番大事じゃないかなということだと思うわけですよ。だから私は真剣にそういうことでどうしますか、いや、ちょっと待ってくれんですかとか、そういうことでお願いしとるんですけども、ただ、今の答弁においてはまだそういう検討もしておられん。JTの話もどこまで進んどのかわからん。総務課長のほうで今手挙げられましたけれども、どういう検討されておるかかわからん。本当にもう少し真剣に町民の声というのは、私は聞いていただきたいということで思っておりますけども、いかがなものでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

総務課長。大変遅れてまして、私が命令されておりました、申しわけないと思っております。ただ、この問題につきましては、場所を変えるだけの問題ではないということで、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、あそこの喫煙場所について、町民の方や来客者と同じような場所で職員が喫煙をしているという場所でございます、これをどのように対応するかということで、本町の庁舎のただいま分煙をやっておりますけれども、国の流れは大きく分けて、もう学校は敷地内禁煙となっております。東京オリンピックを目指して公共施設は敷地内禁煙を目指そうという動きが今、日本のほうでは行っております。

それともう一つ、庁舎だけでなく公共施設全てについても、禁煙の問題については取り組まなければならないというふうに考えております。それに体の面からの禁煙とか分煙とかいうことだけでなくして、今度は職員の勤務時間の喫煙がいわゆる職務専念主義に違反してるのではないかというふうな問い合わせもあっております。そういうことから、職員に対して時間的、勤務時間の喫煙をどうするのか。それと、そういったことで庁舎の管理規定の中にどのように取り組んでいくのかということを調べました、実際。うちの庁舎の管理規定が今のところ整備されてないというところにも気づきまして大変遅れております。

今年度、28年度にはしっかり全公共施設のたばこに関する内容につきまして整理いたしまして、職員の勤務時間内の喫煙につきましてもあわせて整備いたしまして、議会のほうに報告させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

**議 長（西 日出海 君）**

8 番。

**8 番（淡田 邦夫 君）**

私は、このたばこですね、ちょっとネットで調べまして、健康増進計画に基づき喫煙者の減少を目標に、禁煙、分煙の意識を高め、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策の強化を図り、子供や妊婦を初め周囲に優しい環境づくりを積極的に推進してというようなことも載っております。今、総務課長がそういうようなことで言われたんじゃないかと思いますが、じゃあ、いつまでにやるのか、そこだけお伝えしていただきたいと。

**議 長（西 日出海 君）**

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

大変申しわけなく思っております。私もたばこをちょっと吸うもんですから、皆さんに大変御迷惑かけてると思っております。

先ほどいつまでやるのかと、先ほど総務課長が申しましたように、28年度中までには絶対やらせていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。今、総務課長が言いましたのでそれを。

**議 長（西 日出海 君）**

28年度までに計画をする。実施する。どっち、はい、確認。総務課長、28年中に計画ですか、

まとめて、あるいは実施ですか。総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

町長から命令を受けましたので、今年度中に実施したいと思います。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今まで、まあ、27年度にするとか、そういうことで言ってこられましたけれども、今回は本当だろうということで信用しておきますので、どうぞ私もそういうことで町民の皆さん方にそういう、28年度でそういうことをやっていかれるということでお伝えをしたいと思っております。

続きまして、防災についてお伺いをいたします。それと、ごめんなさい。議長に1つだけ許可を得たいんですけども、町民の声ということで、もう1件だけ質問させてもらってよろしいでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

はい。どうぞ。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

議会だよりにですね、118号から町民の声ということで、一番最後の20ページに掲載しております。ここの中の町民の声ということで、仏つくって魂入れずというような投書をされました。この方は四ツ井樋の方でございます。

それで、これをですね、行政のほうのいろいろと掲示板とが何とかがあるんですけども、これに連絡をくださいということでなっておるんですけども、この連絡先が明記してないというような投書でございました。そして議会だよりとしてまた119号に関しても町民の声ということで委員長のほうが、まあ募集するということで意向を示しておられます。

そこでですね、この不法投棄、不法投棄に関しては気づかれて、そういう役場の保険環境課、それから江迎警察署ということで、気づかれた分はそういうことで連絡先をされておるんじゃないかなということとっております。

もう1件ですけども、この小浦駅前に盗難注意ということで、自転車盗難が発生してますということで、最寄りの警察署、派出所、役場に連絡をしてくださいということでなっておるんですけども、これに関しては全然電話、連絡先ちゅうのはなっていないわけです。

そういうことで、いろいろと私たちは、先ほど言いましたように、議員というのは町民の声ということを大事にして皆さん方とやっていきたいということで思っておるんですけども、町長に再度お伺いいたしますけれども、町民の声、そういうことで、議会だよりにも出しておりますけれども、仏つくって魂入れず、スロー&ビューティフルライフ佐々、それから成人式ということで、この成人式におきましては、教育長のほうからお答えをいただいて、そういうことで掲示させていただいてるんですけども、これを見ておられるのか、どういう対応をしておられるのか、そこをちょっとお伺いできたらなということとっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

町民の声ということでございますので、答弁だけに控えさせていただきたいとは思いますが。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどの看板ですかね、小浦駅前に。（淡田議員「はい。」）

これは多分、大分古い看板じゃなかったかと思うんですけど。これは多分、前、あそこ自転車置き場であったわけございまして、再発防止っていうか、そういうことで看板を設置したものではないかと思っております。

電話してほしいということで、何か書いてあるんですかね、そこに。不審者を発見した場合は電話してほしいとか。書いてあるわけですね。

議 長（西 日出海 君）

そこで発言しないでください。（町長「すみません。」）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それはやっぱり110番か、そういう番号は書いておかなきゃならないんじゃないかとは思っていますけど、そういう看板というのは多分、これは私の考えでございますけど、その看板を設置したときの意味合いというのは、こういうことが前ありましたよということで、警告的な意味で看板を出したのではないかと思っております。そういうことで、駐輪場という、見つけたら、役場とか警察、住民の人が見張っていますよという警告の意味で出してるのではないかと思います。

しかしながら、そういう現状といえますか、そういうことがあるという予防的な看板だと思いますけど、看板というのではなくて、やはり連絡先をきちっとつけておくのが本当のことじゃないかと思っていますし、こういう看板というのが、今現状、議員がおっしゃるとおりあるということでございますので、町としましても周りをよく見て回って、新しくするなり撤去するなりして、しっかり管理しておくべきではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番議員、今の件についてはこれで終わってください。本題のほうにお願いいたします。

8 番（淡田 邦夫 君）

私は次に、防災計画をどう進めているのかということで、2 問目でお伺いいたします。

町長報告にも熊本震災、それから 6 番議員さんの熊本震災の質問がございまして、多少だぶるかもわかりませんが、私のお聞きしたいのは、要は備蓄ということでお伺いをしたいと思います。

西日本の 5 月 19 日の新聞見ておりますと、食料備蓄ゼロ九州 2 割、宮崎県、鹿児島県、目標も未設定ということになっております。佐々町も、備蓄に関しては未設定ではないかなということで思っております。以前は、交流センターができるときに、備蓄の場所をつくろうじゃないかというような提案もございました。ところが、いろんな交付金かどうかわかりませんが、備蓄倉庫ということもなくなりました。

よって、佐々町というのは、備蓄をどういうふうにお考えなのか。例えば、新聞にも載っておりますけれども、インフラ、例えば道路とか何とかが全部切断されてしまうと、そうした場合には食料、それに関しても全然運べなくなるというようなことになっておりましたけれども、どういうふうにお考えなのか。

それと、もう一つですけども、佐々町の自主防災組織ということであります。自主防災組織において、各町内会でいろんなことを計画してやっておられますけれども、行政として、どういうふうに指導しておられるのか、そこら辺のところをお聞かせいただけたらなということだと思います。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

どなたがいきますか。町長。

町 長（古庄 剛 君）

防災計画の件の備蓄ということで、佐々町の備蓄は、今おっしゃったようにやっていないわけでございます。災害時の支援物資ということで、従来から被災地のニーズに応じて物資を供給するというプル型っていうのを基本としておりましたが、東日本大震災の教訓から、最近、災害対策基本法が改正されて、備蓄する物資、資材が不足して対策を迅速に実施できないほどの緊急を要する場合には、被災地からの要請がなくてもニーズを予想して物資などを供給するプッシュ型というのが取り入れられ、4月19日にプッシュ型へ移行して、23日にプル型に戻されたということで、わずか数日間で大量の緊急物資が被災地に広く行き渡るようになったということではございます。

しかし、やはり自衛隊とか消防の救急隊というのが災害発生後に被災地に入るときに、同時に備蓄物資も搬入しておまして、隊員が交代するたびに新しい物資を搬入しているという現状でございまして、そういうことが被災地に十分役に立っているのではないかと考えております。

しかしながら、議員が先ほど言われましたとおり、本町においては災害時に最低必要な飲料水とか食料、毛布等の備蓄品というのが現在全くない実情でございまして、これは早急に対応する必要があるのではないかと考えています。国は、今、世帯で3日分の備蓄を推奨していると。各世帯が3日分、それから自主防災組織ほどの程度、町や消防ではどの程度の備蓄が必要か。1カ所に集中するのではなく、分散したほうがよいっていうのがあるということで、これはやはり町としましても早急に検討して実行しなければならないと考えているわけでございます。

また、災害時に町の避難所が本当に安全な施設なのか。熊本地震では、避難施設も被災をして使用できないようになったということで大変混乱したということで、やはり災害は、地震だけではなくて、大雨とか洪水とか土砂災害というの也被災されるわけでございまして、町としましても、自主防災組織とか、それから関係機関とも協議して、備蓄品については早急に対応したいと考えております。

本町は今マックスバリュと食料品の供給提供を受けているということで、そういう協定も結んでいるわけでございますけど、やはり町としても備蓄品については早急に検討していかないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

備蓄品で、町長はそういうこと、検討しなければいけないということで必ずおっしゃるんです。ところが、先ほどの質問じゃございませんけれども、これがいつになるかわからん。そういうことで、できれば今からいつまでということで、日にちを言っていただければということだと思います。そうすれば我々も、まあ、なかなか答弁しにくいんじゃないかと思いますが、

ただ、だらだらになってしまう傾向が今までございますので、そういうことでしていただければということで思っております。

それから、マックスバリュということで、以前、そういう協定を結んだというような委員会の報告もございました。私たち、町内会で総会があるときには、町内会長から水と電灯を必ず枕元に置いておくれというような報告もいただいております。こうすることで、町内会のほうで、どうかわかりませんけれども、そういうことで報告があったということで、皆さん方にもお知らせをされておるんですけれども、先ほど言いましたように、行政として、じゃあ、自主防災組織というのはどういうふうに今、この災害においても立ち上げておられるのか、それをお聞かせいただきたいということを思っております。

議 長（西 日出海 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

自主防災組織でございますけど、この件につきましては、議員もご存じのとおり、自衛の消防団の団員数がやはり数が減っているということと、それから町外に勤務されるサラリーマンの方が大変多くなっておりまして、出勤にあたってなかなか集まらないというのが現状でございまして、やはり三、四名ぐらい出せばもう出勤するという、今、現状でございまして。

消火活動というのが、団でやっているわけでございますけど、こういうことではなくて、自主防災組織というのがやはり必要だと、各地域に。自主防災組織があれば、初期的にいろんな応援をしていただけるし、それから消防団のOBの方もいらっしゃるということで、そういう中で、町としまして、皆さんと一緒になって佐々町の住民の方の災害から身を守るということで自主防災組織というのを立ち上げて、町内会、組織の中でできるところは自分たちでやるという組織でございまして、我々もそういう組織になって、職員だけでもできない、消防団だけでもなかなか厳しいというのを初期的にやっていただくというのが自主防災組織だと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

現在、自主防災組織が人口的には100%と、町内会でいいますと、1町内会が2町内会に分かれて入っておりますので、町内会としては1つ少なくなっておりますけど、世帯は全て網羅されてるという状態で、町内会連絡協議会を中心に整備なさっております。

ことし、要望として、いわゆる自分たちで訓練をしたいということでしたので、一応、消防のほうの予算でそこあたりの視察、訓練をされたとこに実際行ってみましょうというふうなことで、予算を28年度に組ませていただいております。残念ながら、同じような自治体、町で訓練したところ、まだ近くで見つけてないもんですから、見つけ次第皆さんをお連れしたいというふうに考えております。

本町におきまして、全く備蓄をしないという考えはもう全然ありませんけれども、たくさんする必要もないというふうに考えております。先ほど町長の答弁がありましたように、プッシュ方式で国が今回熊本被災地に押して、19日に始まったんですけども、もう19日には被災地が受け入れきれないと、人手が足りませんということで益城町は断っております。そのくらい早い日にちで物資は到達しております。

その緊急物資というのは、今、淡田議員がおっしゃった飲み物、食料、毛布、この3つの中

心としたものをまず届けておりますけれども、最終的には歯ブラシから生活用品まで全て行き届いております。その後には、4 日後にはもとの方式に戻ってるんですけども、そのときには今度は民間ベースの輸送基地が熊本外に、鳥栖とか久山とか高速の近くに設置されてまして、民間の物流方式で、東日本大震災では考えられなかったようなスピードで被災地に物は届けられております。

本町におきましては、先行した訓練をしておられるような町や自治体、町内会を視察しまして、まずは自主防災組織の方がどのようなものを集会所あたりに備蓄されたいのかというのを検討していただきまして、あと残りの分につきましては、ブルーシートとか何とかはもう町が積極的にそろえんばいかな部分と思っておりますので、どういったものを町が整備、備蓄しなければいけないのかというものを並行して考えていかなければならないというふうに検討します。早くしなければいけないというのはわかってるんですけども、すいません、遅くなっています。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

今、町長が、答弁の中で自主防災のOBというようなことでちょっとふれられました。私も、その件でちょっとお伺いしようかなということで思っております。

佐々町は、消防車につき、それから装備品につき、長崎県でも大変優秀な装備品とか、消防車においては準備しておられるんじゃないかなということで思っております、私は。

例えば、佐々町内で火災があった場合ということで想定した場合、今、各町内会には多くの消火栓があります。消火栓があちこちにあるんですけども、ただ、これは消防車が出てきて初めて消火栓ちゅうのは活用できるわけです。

そこで私は提案なんですけれども、消火栓のところに、まあ、全部が全部ちゅうわけにはいかないと思いますけれども、ホースとハンドル、そういうものを設置したらどうかなということで提案をしたい。私、以前、火災があつて、詰所に、出動しやすいようにということでシャッターを開けにいったことが何回かあるんですけども、やはり町長が言われましたように 3 人か 4 人、本当に作業服で来て、そして飛び乗って行かれとというのが現状です。その間、やはり 10 分も 20 分もかかるわけです。じゃあ、先ほど言いましたように、私は OB、この消防団の OB っていうのは、口石においても 20 人以上おるんじゃないかなということで思っておりますけれども、そういう人たちはある程度の訓練を受けとる。そして、そういうことで間に合はんもんですから、その消火栓にホースとハンドルを取りつけたらどうかなという、もちろんこれには予算が要るもんですからすぐについていうわけにはいきませんが、そういうことで検討していただきたいということを思っております。

また、広域消防ということであるわけなんですけれども、どういうふうに行政がお考えかなと。例えば、広域消防があるから初期消火に関しては広域消防に任せて、そして後から消防団が来てというようなことで思っておられるのかなと。その結果、準備が遅くなっておるのかなというふうに思うんですけども、どのようにお考えなのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど、淡田議員さんもそうですけど、やっぱり OB の方に御協力いただくというのが大変

ありがたいことじゃないかと思っています。

ただ、消防団といいますか、団の幹部とか、それから各分団の幹部さんもいらっしゃいますし、いわゆるOBの方、いろいろ中で検討をしていただかなければならないわけですし、指揮命令系統とかいろんなことがありますので、そこら辺の問題をちゃんとやはり議論をさせていただいてやっていかなければならないんじゃないかと思っています。

それから消火栓の件でございますけど、先ほどホース、ハンドルということで、設置してはどうかということで御提案ございました。これは、初期消火というのには大変有効と我々も考えています。

ただ、これが盗難とかいたずら、そこら辺をどうするかという懸念があるわけですし、そこをやはり日ごろ分団から手入れをしていただいておりますので、そのことについても消防団と協議をして、消防団に申し伝えながらやっていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

私は、消火栓にホールとハンドルということで申し上げました。これを今すぐじゃなくて、やはり消防団の協力も要るし、いろんな行政の予算も要るだろうし、そういうことで検討していただけないかということで提案させていただいております。

続きまして、操法大会についてお伺いいたします。

28年度の県の操法大会が、8月7日に長崎の消防学校で行われるということでお聞きをいたしております。今回は、5分団が14年ぶりに出場するというお聞きをいたしております。

長崎県でも昔は、今、5番議員さんがおられますけれども、全国で2番になった実績の持ち主でございます。そういうことで佐々町というのは、操法大会において、40年から50年代に県大会において4連覇をした実績を持っております。じゃないかなということで思っております。もしも間違うたらすいません。

そういうことで、今一番有名なのは、長崎県の壱岐。じゃあ、今、佐々町と壱岐、どういうふうに違うのか。練習方法、それから設備、そこら辺のところも、我々とすれば5分団の消防団の団員にぜひとも勝っていただきたいということで、一つ御紹介しますけれども、今、5分団が今度操法大会に出るということで、口石町内会、それから東町町内会、佐々南町内会、新町町内会、管轄するところがございますけれども、それが4つの町内会を合わせて887件、そして寄附金ということでお願いしましたところ、町内会の約7割の方が寄附金ということを出していただきました。そして、5分団の団員にぜひとも応援をしたいということで、OB会、後援会を中心としてそういう活動をやっておるんですけれども、行政として、そこに何か協力するところがあるんじゃないかということで、例えば壱岐ということを申し上げましたけれども、どこがどういうふうに違うのか、私たちちょっとわかりませんので、わかる範囲で結構でございますので、お伝えしていただけたらということで思っております。

議 長（西 日出海 君）

8番議員、操法大会の件についての通告内容が入っておりませんので、防災の計画の中の一部として受けとめます。本来からいけば、ここに消防関係の操法も入れていただければ、通告として受け取っておきたいと思います。どうぞ。町長。

町 長（古庄 剛 君）

28年度の県の操法大会、口石の5分団が出場されるということで、我々も大変県大会で期待をしているわけでございまして、日々の練習について大変お疲れさまでございます。また、淡田議員をはじめ、この関係者の皆様方にも御支援をいただいておりますことについても心から感謝を申し上げたいと思っております。

先ほど淡田議員さんがおっしゃったように、私も消防主任をしております、本町においても過去にすばらしい時代といたしますか、佐々町に、練習するときには必ずよそから偵察に来るということで、我々もそのときは鼻高々でございまして、佐々町というのは一目置かれていた立場でございました。

しかしながら、現在は壱岐の消防団というのが、先ほど申されましたように、そういう時代に入っているっていいですか、大変強うございまして、壱岐で勝てば県で勝てるというようなお話も聞いてございまして、大変すばらしい訓練をされているのではないかと我々は思っています。

しかしながら、本町消防団も、少し環境は違うわけでございますけど、今、優勝を目指して訓練されているということで、選手の皆様も大変活発で元気でそういう気概が伝わってくるわけでございます。

しかし、これも御存じのとおり、団員の方っていうのは本業を別にお持ちでございまして、いろいろ無理っていいですか、できないところもあるわけでございまして、やはり我々としては、消防競技の目的っていうのが消防団員の消防技術の向上と士気の高揚ということで考えてございまして、勝ち負けにこだわることなく消防技術の習得として御努力をいただければと思っておりますし、火災本番においても御活躍いただければと思っております。

しかしながら、そういうことで、大変機敏な訓練と、それは5分団全員が背負っておられまして、一生懸命やっておられますことに対しましては町としても心から感謝していますし、長年消防団として活躍されている方もたくさんいらっしゃいます。心から感謝を申し上げたいと思っております。

そういう訓練の中で照明の件とか何か、その他いろいろございましたが、やはり消防主任にお話いただければ、町としても私のほうに上がってくると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）  
8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

先ほど、後援会をつくったということで申し上げました。5月26日に、操法の練習の中の陣中見舞いということで、サンビレッジのテニスコートの横に行ってまいりました。そのときの練習風景を見ておきますと、まず暗い。そして、暗いもんですから、車のエンジンをかけながら、そこでサーチライトを照らしてやりよるわけです。そして、以前は佐々中学校のライト側、センター側に、照明器が3つあるわけです。明々つけてやりよったわけです、以前は。それで、サンビレッジの体育館の横に照明器の200ワットですか、それをして、あと反対側からサーチライトを照らしてやりよる。あれじゃ、ちょっとねということで思いました。今までの2分団も4分団もあそこでやったかどうか分かりませんが、私はまず勝たせるためには設備を整えることが必要ではないかなということで思っております。8月7日ですから、今から、じゃあ設置してくださいいいうても、なかなかそれはできないかと思っておりますけれども、環境をまず整えていただきたい。

それと、ホースを今、二重巻きでやっておりますけれども、これが必ず体育館のほうに倒れてしまいよるわけです。全部そこが傾斜になつとる。一生懸命、まあ、技術が足らんかどうか

わかりませんけれども、そういう環境の中でやっております。ぜひとも行政の中でも、もう一度強い佐々町というのを見せてというか、消防団、団長さん方、そういうことで行政一緒になって応援していきたいということで思っておりますので、どうぞ、あと団長とか分団長とかいろんな御相談があらうかと思いたすけれども、真摯に耳を傾けていただきたいということを思っております。

終わります。

**議 長（西 日出海 君）**

以上で、8 番、淡田邦夫議員の一般質問を終わります。

これより休憩に入りますが、再開を 3 時 20 分といたします。

なお、あとお一人の方の一般質問ですので、4 時を過ぎるかと思いますが、そのときには時間延長をよろしく願います。

（15 時 12 分 休憩）

（15 時 20 分 再開）

— 日程第 6 一般質問（仲村吉博議員） —

**議 長（西 日出海 君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、一問一答方式によります、9 番、仲村吉博議員の発言の許可をします。9 番。

前もって先ほど申しましたように、4 時過ぎても願います。

はい、どうぞ。

**9 番（仲村 吉博 君）**

議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従って一般質問を行います。

日本共産党の仲村吉博です。

今回はテーマを 1 つに絞ってお尋ねいたします。

なぜならば、今度の熊本地震によって、改めて原発の危険性を痛感したからであります。皆様も申されましたが、きょうが熊本地震が発生してちょうど 2 カ月になります。日本はどこにいても地震に遭うという地震大国であります。この国で原発を稼働させることは、極めて危険であります。地震は防ぎようがありません。しかし、原発による災害は防ぐことができます。稼働をやめ廃炉にすれば済むことであります。福島のようなことは二度と繰り返してはならないということについては、町長も同意をいただけるだろうというふうに思います。

報道特集というテレビ番組では、熊本県益城町の断層を鹿児島大学の井村准教授が調査したそうであります。井村准教授は九州島全体が動いてる。予防措置として川内原発の一時停止を考える必要があると指摘しておられます。また、活断層の南西部では、まだひずみが残っていると指摘されております。震源域が広がる懸念もあると言われております。南西部の先には川内原発があります。

今朝の新聞で、12 日午後 10 時 8 分ごろに熊本県の八代市で震度 5 弱、13 日午後 3 時 54 分ごろにも同じ八代市で震度、先ほど震度 5 弱ですね、八代市で後の分は震度 4 の地震があったと報道されています。熊本地震は終息に向かっているとは言いながら、まだまだしっかりと大きな地震、この 5 弱の地震は 4 月 19 日以来の大きな地震だったそうであります。そういったことから、油断がならないという点では間違いないところであります。

また、長崎新聞の、先ほどの地震とは別の記事では、原子力規制委員会の委員長代理であっ

た島崎東京大学名誉教授は、玄海原発を含む西日本の原発で、地震想定が過小評価されてる危険性があると指摘されていると報道されています。原発の再稼働中止を求め、原発の廃炉を求めることは、住民の安心、安全を図らなければならない町長の責務であると考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この原発におきましては、仲村議員さんからずっと御指摘を今まで何回も受けているわけでございまして、私どものこの小さな町でどういう判断ができるのかっていうのはなかなか厳しいんではないかと思っております。私の場合は、例えば4月の16日に熊本地震に対する非常災害対策本部会議っていうのがなされておりまして、稼働中の九電の川内原子力発電所については現在のところ、原子力規制委員会は停止させる必要はないと判断をしているということで、これは原子力防災担当相である丸山大臣が話をされているということを聞いてますし、原発でその周辺の活断層で起こり得る大地震を想定して地盤の状態を加味しまして、原発直下の最大の揺れ、基準値震動っていうんです、ガルですかね、それを見積もると、これをもとに原子炉建屋、配管などの構造や強度を決めるっていうんですが、川内原発では620ガルという、震度7を想定されているということで、丸山大臣は今回の地震で、川内原発において観測された震度数っていうのが最大12.6ガルということで、これは震度1以下になっているということでコメントされておりまして、さらに同発電所は安全上重要な機能が確保されているということで確認をしているということで述べておられますので、町としましてやはり国のそういう報告っていうのがあるわけでございますので、それを我々としましては信用せざるを得ないと。特に原子力規制委員会が停止、それから稼働っていうのは判断するわけでございますので、その専門家チームって言いますか、そういう委員会が判断したっちゃうことであればそういうことで、これを原発で、先ほどの話で九州全体が動いているという学者の指摘もあったということでお話を聞いております。

しかしながら、町としてこういうことをするにしても、同意といいますか、町としては対応はできないということでございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

はい、9番。

9 番（仲村 吉博 君）

規制委員会なり国なり大臣なりの発言を引いて大丈夫ですよということでございますが、全くそれは安全性を保障したことにはなりませんね。従来の経験則に基づかない、経験値を超えた地震が、今度の熊本、大分地震だということを気象庁みずからがお手上げの、地震があつて最中に、予測困難だ、どういうふうにして北東域、南西域にどう広がっていくか、震源地が広がっていくかっていうことについては、予測ができないと明確に言ってるじゃないですか。それを無視して丸山大臣は、従来の経験則に基づいて判断したというような話ですから、想定されないよという、想定できないよということが前提で、私は話してるわけで、町長が私の第1番目についての答弁で、丸山大臣とか規制委員会の、あるいはどこですかね、経済産業省とかそういったところの大臣、省庁の発言を引用されておられますけども、これは当たらないということです。

町長が答弁されるについて、今、福島原発の済んだ後、済んだって違う、今も続いているわ

けなんです、どれだけ町民が苦しみに遭ってるかということについて、ぜひ想像力を働かしていただきたいということなんです。ですから、町長が国とか県が言ってるから正しいよってことで答弁なさるのは、それはあなたの勝手ですが、しかし町長の発言の先に佐々町と佐々町の町民がどうなっているかっていうことを、想像力を働かせるべきではないかと思うんです。それについては、もう繰り返し申し上げてますからおわかりだと思いますが、福島原発事故の後、福島県東部ですね、町や村はどうなっているのか。30キロ圏内については、もうそれは大変な事態になってるっていうことはわかっておられると思いますが、30キロ圏外、40キロとそういったところに飯館村があります。あるいは浪江町は10キロから30キロぐらいの間ということですが、そこは5年たった今も、特に飯館村は帰還困難区域、さらには居住制限区域、避難指示解除準備区域ということで、3つにわけられて、3つにわけられたっていうことなんです、実際上は3つに分断されている。町として成り立っているんでしょうか。村としてね。自治体として成り立っていないんじゃないかというふうに判断するわけです。

そうすると佐々町は玄海原発から31キロ超ですよ。30キロのラインがあればそれをまたいだけで、片一方は30キロで片一方は31キロっていうようなところにいるわけです。実際に風とか気候状況によってみたら、これは30キロ圏内あるいは20キロ圏内とおんなじような被害が起こるということが想定にかたくなじゃないんでしょうか。そうしたことを考えながら進めていくっていうのが、町政の執行者としての町長の責任ではないんでしょうか。町長はもう5年もの間でも、帰りたくても帰れないという地域を佐々町にしたいんでしょうかということをお尋ねするわけです。現場の声を伝えるっていうことは、地方自治体の長としてやるべき責任ではないでしょうか。

丸山大臣は現場に行ってから、とんでもないことを言ったそうじゃないですかね。もうあえて言いませんけれども。福島県民あるいは被災者に対して逆なでをするような発言を、就任早々言ったじゃないですか。そういう人に言われたくないです、正直、安全だということを。そういう、被災者とか国民の窮状に思いを打たすことができない。発言を根拠にして、佐々町は大丈夫ですよと言ってくりゃそういうことなんだと思いますが、そういった発言は、やはり安心、安全をテーマに掲げて、この佐々町をこの運営をなさってこられた町長としての発言としては、いささか疑問があります。

先ほど規制委員会の島崎さんの指摘なんです、規制委員会を非常に重視しておられます。安倍総理大臣も、それから環境大臣も。だけど、規制委員会のメンバーの一人が、それも委員長代理をなさった島崎さんという方が、地震想定は過少だと。過少の危険性があるということを行っている以上は、原発の、少なくとも原発の動いていることについて、これは直下じゃなかったからよかったんですよ。離れてたから。すぐ近辺だったらどうなってたと思います。

今、熊本地震で大変な災害が起こっているけれども、直ちに救援が入れたじゃないですか、全地域に。東北は今も入れないんですよ。5年たっても。そういうことをぜひ想像してください。そうするには止める以外ないんです。

もし、避難計画っていても全然答弁いただけなかったんですが、例えば県北の平戸とか松浦とかあるいは佐世保市の北部から南に避難するときには、佐々町にある高規格道路とか国道とかあるいはもう1本ありますが、そういったところを通ってこないといけません。そしたら集中して人が、そしたら渋滞します。避難しようと思っても車の中で高濃度の放射能を浴び続けるという。避難できない、本当にそういう人たちに避難していただくためには、高規格道路は、それこそこれ県に行ったときにちらっと、県の危機管理課やったかな、おっしゃったんですが、ほんなら車線の多い道をつくらないといけません。ちらっと、交渉事とは別のところで話された。そうなるんですよ、国道を2車線ですけども、4車線にしないといけない、あるいは6車線にしないともう、はけませんから。そうすると、とんでもない日数、原発が事故を起こすだけでなく、その前からとんでもない、タヌキとかキツネ、ウサギが削ぐ

ような高速道路をつくらないと避難道路になり得ないという状況は、莫大なお金がかかります。その上、事故が起されれば人命も財産も吹っ飛ぶわけです。私たちもここに住めなくなる。ということについては、ぜひ十分に考えて国の方針なり規制庁の方針をぜひ吟味して、自分の判断で、自分の佐々町の住民を守る者として、どうやって自分は発言し行動しなければならないか、少なくとも原発についてはお考えをいただきたいということで、私は繰り返しこの原発の問題について質問しているところであります。

ですから、そのことについて、いま一度お考えを述べていただきたい。国とか県とかいうことについては、私としては聞くのは非常につらいです。国とか県は決して守ってくれませんよね、佐々町の住民について。今までの経験でそうでしょ。直接的な責任は負わなくていいですから。現場で非難を受けるのは佐々町の町長筆頭にして執行部の皆さん、そして議会の私たちです。十分に備えをしておくということ、あるいは国に対してそういう計画はストップしなさいと言い続けること以外には、私たちの役割はないんじゃないでしょうか。

町長言われるように、規制委員会と同じようにしなさいというように規制庁も求めているわけではありません。経済産業省が総力挙げて原発推進のための知恵を絞っているわけですから、有能な国家官僚を専門的に養成する機関であります、東大の卒業生ばかりが本庁におるわけですから、私たちが逆立ちしたってかないません。かなうのはなぜかという、

議 長（西 日出海 君）

9 番議員。質問に入ってください。

9 番（仲村 吉博 君）

はい。いや、1 つは説得を重ねて言っとるものですから、すみません。

議 長（西 日出海 君）

説得ですね。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

だからそういったところについてね、十分に思いをいたしながら自分の発言がどういうふうに住民の安全と安心につながりがあるのかということについて、お考えいただきたいと。ですから、いま一度国に要求するということについて、いま一度 1 問目と同じように求めるところですが、答弁は同じでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

はい、町長。

町 長（古庄 剛 君）

これはもう、今、仲村議員さんがおっしゃったように、私も町長としまして町民の安全、安心を守るのが私の仕事だとはわかってます。そりゃもちろん、最優先的に私がやらなければならないわけでございますので、これは私もわかっています。

それから、福島原発関係でお話がありました。飯館村っていうのは 30 キロ圏外で風のやっぱり方向性でこういう避難区域になったということで、原発っていうのは大変恐ろしいものだっていうことは、私も放射能っていうのが目に見えないものでございますので大変怖いものだっていうことはわかっているつもりでございます。

しかしながら、国がこういうことで今それがあったので、やはり原子力規制庁っていうのをつくって、新たに厳しい基準を原子力発電所にかけたということで、それをクリアすれば法律

が改正されてできるんですよってということで、今そういう、原子力施設が稼働しているわけ  
でございます。

そういう、やはり原子力規制庁の厳しい基準を見て、今やっているということで、我々がこ  
れを反対しますよ、だめですよということではなくて、やはり国がそういうことで法律的に決  
めてやってるわけですから、後は先ほど原子力規制庁の方がやめてこう言われたと、いろい  
ろなことがお話がありました。

しかしながら、やはり本町としましては、住民の安全を守るのはもちろんでございますけど、  
やはりそういう事故がないようにきちとした規約がつくってあると思っておりますので、町と  
しましてはこれをどうするってことはなかなか、仲村議員さんわかると思います。私が 1 人反  
対してどうなるかってこともあります。

それから 30 キロ圏外に避難する場合、今 30 キロ圏内しかなくなっているわけですね。圏外つ  
ていうのが対象になっていないわけでございますので、これを法律を変えてもらうのか、そうい  
うことをいろいろ、今お話しはしていますけどなかなか厳しいということ。それから、佐々町民  
及び住民をどこに避難させるのか、というのをやはりその県外の市町村、県外っていいですか、  
県内の市町村にも御理解を得なければならぬですね。勝手に私だけがぼっと行ってもだめ  
なわけです。そういう取りまとめってというのは今、県のほうと国のほうがしていращやるの  
で、そういうことをやはり変えてもらわなければ、我々も大変厳しいところにいるんだとい  
うことも御理解をいただければと思っておりますので、そういうことでよろしくお願い申し上  
げたいと思っております。

それから、川内原子力発電所につきましては、今いろいろな基準がつくってありまして、  
160 ガルっていいですか、そういう基準値の震度になれば自動的に自動停止するという装置、  
施設にしてあるということでもありますので、これはもう御存じだと思いますけれども、そうい  
うことで我々としてはやはり、この原子力規制委員会の科学的判断ってというのが、我々はそ  
ういうベースがあるってということでございますので、町としてはなかなか難しいのではない  
かと思っておりますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

規制庁の規制委員会の規制基準が、総理大臣は世界一基準が厳しいというふうに言ってお  
られますけれども、世界一厳しいって言うのはうそです。世界一厳しい基準はほかにあります。  
全然厳しくありません。再稼働するための基準であります。そのことは十分ご存じだろうと  
思います。

それで、先ほどの地震動の分についても、あれはもちろん距離が離れてるからっていうこと  
ですね。今回は、だけど、震源域の震源のところでは、はるかに超えた地震動があつてます。  
とてもじゃないが川内原発が耐えられるような地震動じゃありませんでした。

ですからそれも違います。ですからそのことについては、それだけ申し上げておきます。ど  
うだこうだちゅうてやりとりするつもりはありません。

それで私が何で申し上げるかっていうと、国の方針どおりにやっとなんじゃ命は守れませ  
んよという話をしたいんです。今度の、体育館とかが、小学校の校舎、中学校の校舎が避難所  
になりましたよね。そしたら、これはもう御存じと思いますが、九州は地震の頻度が低いとい  
うことで、国の、文部科学省だったと思いますが、ということで首都圏の震度よりも 0.8 掛け  
ぐらいで想定をしていいというふうに基準がなってるそうです。だから基準は必ずしもいつも  
正しいとは限らないということをして 1 つ言いたいんです。そして、その基準どおりに熊本市の場

合は、公立の小中学校の校舎や体育館で耐震補強とかそういうのをやってきたそうです。

ところが、耐震校舎なのに損壊した校舎がたくさんある。地震、これはテレビでもあっておりましたが御存じと思いますが、倒壊の危険性があるんで避難所に移動してくださいという、いくつもありましたよね。だから、ところが、同じように市庁舎は壊れたけれども、熊本市が壊れたってことじゃなくて、同じように熊本で宇土市の市庁舎は半壊した。これも御存じだと思います。しかしながら、ここでも佐々町と同じように、やはり学校は避難所にもなります。そういうことで、安全性が特に大事なので、強度を割り引かないようにしたそうです。そして、結果的な首都圏の一般建築物と比べても1.25倍の強度で設計し、建物を建てたそうです。0.8でよろしいって言われてるのを1.25倍ですよ。ということで、そしたら、この避難所になった市立宇土小学校は、十分に数百人の人が避難して来たけども、避難所としての機能を果たしたということを実事としてあります。

だから、基準がいつも正しいということは違いますよ。本当に住民を守るつもりならば、それだけのことを、知恵を働かせながら対応しなければならないということを申し上げたいわけです。ですから、基準がこうだから安心ですということは、これは間違いであろうというふうに指摘しておきます。

それでなぜこの事例を申し上げたかということ、こういった実際の実例があるんですが、国もそれから学者も、耐震係数の見直しを検討するということ言ってますね。5月18日付の西日本新聞に、政府は被害結果をもとに判断してるということで、災害対応の拠点となる行政庁舎、避難所などは1.0を上回る数字にしてもよいというのではないかなというようなことを学者が言っておられるというような話がありますけれども、まさしく今まで国が九州については0.8、0.9ぐらいでよろしいというような基準を設けたこと自体が、結果としては失敗であったということははっきりしてるし、それをみずから告白したことになるんじゃないでしょうか。

そして、連続的な震度7に対応するには、これは京大グループの解析だということで、西日本新聞の16日付で同じようにありましたけど、耐震強度は従来の1.5倍必要であるということも計算値で出しておられます。

いみじくも宇土市の教育委員会なり役場は、この国とか京大グループ学者の解析を先取りする形で、自分たちはこれでいくという判断をした結果、本来果たすべき役割を果たすことができたということをぜひお考えいただいて、国とか基準が言ってるから安心ですよということについては、ぜひお考え直しをいただきたい。

それと、今1つ、川内原発について稼働停止を求める。最低でも一時停止をしてほしいということについて申し上げたいと思いますが、普通、これも長崎の市電のことを申し上げたら長崎市が怒るかもしれんけども、繰り返し脱線事故を起こしています。原因究明されるまでは、稼働させてませんよね。あれは新幹線もそうです。地震があれば一旦停止して、起動の安全性を確認してから再走行します。同じように人がつくって、やっぱりいろいろ問題が起こり得る原発について、一番怖いのは地震ですから、それについて地震が十分に終息したということが判断されるまで、そして原発のそれぞれの重要な機器が、何ら損傷がないということを確認するまでは、停止をするのは当然の判断ではないでしょうか。ですから私が求めているのは、当然の判断ですよ。少なくとも終息するまでするのが。

と同時に、いろんなことを満足するためには、大変な設備投資が要りますと。そういった投資をするぐらいならば、きっちりととめると。再稼働しない。そのことによって安全な生活を保障することができるし、現実には原発に頼らなくても2年、電力は十分足りました。そういったことから考えると、原発は不要ではないかと考えます。

少なくとも、今度の地震はそのきっかけとして、十分な判断の材料になり得るんじゃないかということで、私は再度、繰り返しになりますけども申し上げた次第です。

そのことについて、私は申し上げますけども、国の基準というのはいつも厳しいわけじゃな

い。国際的な基準に照らしでも、厳しい基準じゃない。いったん決められた基準であっても、間違った基準であったということが、少なくとも今度の地震ではっきりした。それを先取りする形で対応した自治体は、住民を十分守ることができた、ということであるわけですから、そうした点では佐々町の町民13,500人、町長を筆頭にして住民の安全、安心のためには、町長の決断が非常に大事だと思います。そのことについて、町長のいろんな事例を申し上げました。基準も正しくない、国が言う基準がそうではないということも申し上げながら、町長の決断を、本意を求めます。

議 長（西 日出海 君）

町長、答弁がまた同じであれば、もうこの質疑に対してはちょっと変えていただこうかと思いますが、はい、どうぞ。

町 長（古庄 剛 君）

いま、国の規制っていいですか、その規制以上でなければなかなか厳しいということでお話がありました。しかしながら我々は、そういう専門家っていいですか、そういうことじゃなくて、やはり国が定めた規制、基準というのは、やはり我々はやはりそれを守ってというのが我々の務めではないかと思ってますし、それをそれ以上に何をする、これをするというのは、やはり町としてはなかなか厳しいのではないかと、私は思っています。

これは今の規制委員会の委員長ですかね、田中さんですかね、田中さんが、そうやってやはり科学的な根拠っていうのが出てこなければ、なかなか規制することは難しいんでないかというお話もありました。そういう科学的な根拠が出てきて、初めて原子力規制委員会もそういうことでまた検討し直すのではないかと。現状では今の地震については安全性を保てるということで、原子力発電所はそういうことでやってるという、我々は考えてますし、それを私がどうしろこうしろって言うことはなかなか厳しいと思っておりますので、その危険性っていうのは十分私は認識しているつもりでございます。やはり住民の方の安全、安心を守るのが私の責務とは思っていますけど、そういう中で国がそういうことを示してくれれば、私どもはそれに従ってやらざるを得ないということを御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。今、町長の答弁が再度繰り返しで、同じでございますが、いいですか。はい、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

誤解のないように、ああしなさいこうしなさいと一言も言っておりません。

住民の安心、安全を守るためには、再稼働を停止させ、そして原発を廃炉に向けるという主張は、考え方については、ぜひ県の会議、国の会議で申し上げていただきたいということを求めているわけですから、そのことについては誤解のないように受け止めていただきたい。

以上です。終わります。

議 長（西 日出海 君）

以上で、9 番、仲村吉博議員の一般質問を終わります。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

（15時53分 散会）